

【家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】

1. 社会的養護の推進について

平成28年通常国会において「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正児童福祉法」という。）が成立し、第3条の2において、

- ・ 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない
- ・ ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり、又は適当でない場合にあつては、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない
- ・ 児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあつては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

と規定されるなど、養子縁組や里親・ファミリーホームによる家庭養護の推進等を図るとともに、児童養護施設等の施設についても小規模化や地域分散化を図ることとされた。

また、改正児童福祉法では、自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加するなど、被虐待児童等への自立支援の充実が図られた。

さらに、改正児童福祉法の円滑な施行を行うとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題について、スピード感をもって検討する必要があることから、現在4つの検討会、ワーキンググループを開催している。

このうち、新たな社会的養育の在り方に関する検討会においては、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示すこととしており、具体的には、

- ① 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- ② 改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③ ②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- ④ 里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- ⑤ ②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- ⑥ 児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方

を含め、社会的養育の在るべき姿を検討している。

この検討会において一定のとりまとめが得られた後には、その内容について、各自治体に策定していただいた都道府県推進計画に反映していただくことが予定されるため、その際には、対応をお願いする。

(1) 家庭養護の推進について

(関連資料 1～4、6、13～15参照)

改正児童福祉法において新たに設けられた第3条の2における「家庭」とは、実父母や親族等を養育者とする環境を指し、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホームを指しており、今後更に特別養子縁組や里親やファミリーホームへの委託など、家庭養護を推進していく必要がある。

① 里親・ファミリーホームへの委託の推進

里親・ファミリーホーム（以下「里親等」という。）への子どもの委託割合（以下「里親等委託率」という。）については17.5%（平成27年度末）と年々増加しているところであるが、依然として施設養護の割合が高い現状にある。

また、里親等委託率には自治体間で大きな差があり、現時点（平成27年度末）で里親等委託率が3割を超えている県もある。

最近10年間で大幅に里親等委託率を伸ばした自治体として、静岡市が14.9%から46.9%（+32.0%）、さいたま市が8.1%から33.4%（+25.3%）のほか、青森県が10.7%から25.4%（+14.7%）、長崎県が2.5%から17.0%（+14.5%）、沖縄県が21.0%から35.3%（+14.3%）などがあり、これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い、里親登録の増加及び里親支援の充実を図っている。

各都道府県市においては、こうした取組を参考にして、引き続き積極的な里親等への委託推進の取組をお願いする。

また、改正児童福祉法においては、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援や、養子縁組に関する相談・支援が位置付けられた。

このことを踏まえ、平成29年度予算案では、これらの業務が確実に実施できるよう、里親支援機関事業について、

ア 養子縁組に関する相談・支援を事業内容に追加

イ 里親委託等推進員について、従来は非常勤職員を想定した基準額としていたところ、事業を委託した際の委託先において常勤での雇

用も可能となるよう基準額を改善

ウ 里親等に委託された子どもや里親等に対して、心理面から専門性の高い支援が実施できるよう、心理訪問支援員（仮称）を配置などの拡充を図るとともに、名称を変更し、新たに里親支援事業（仮称）を創設することとしているので、各都道府県市におかれては、改正児童福祉法の趣旨を十分に踏まえ、当該事業を積極的に実施いただくようお願いする。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象に、NPO法人等の法人が設置するファミリーホームを追加することとしているので、積極的に活用いただきたい。

② 養子縁組里親の推進

改正児童福祉法においては、養子縁組里親を法定化するとともに、養育の質について全国的に一定の水準を確保するため、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿の作成についても新たに規定された。

社会的養護が必要な子どもは、温かく安定した環境で養育されることが望ましく、特に乳幼児期は、安定した養育環境の中で愛着関係の基礎が作られるべき大切な時期であり、子どもの最善の利益を考えれば、できる限り家庭における養育環境と同様の環境で育つということが、子どもの心身の健やかな成長、発達が図られる上で非常に重要である。

このため、特に新生児や乳児について、長期的に実親の養育が望めない場合には、特別養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先し、積極的に特別養子縁組を希望する養子縁組里親への委託を検討願いたい。

また、養子縁組里親研修に係る厚生労働省告示については、本年2月2日からパブリック・コメントを実施しているところである。このほか、養子縁組里親研修の運営に関し留意いただきたい事項については、別途通知にて情報提供させていただく予定としているので、御了知願いたい。

③ その他の留意点

ア 新生児・乳児の里親委託

委託の機関が限定されている場合においても、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親への委託が原則であるが、現在のところ、里親への委託割合が高い自

治体がある一方、乳児院への多数の措置がありながら里親への措置がほとんど無い自治体もあるので、里親委託の推進をお願いします。

イ 乳児院から里親への措置変更の推進

乳児院退所後の措置変更先についても、里親への措置変更の割合が高い自治体がある一方、多数の措置変更がありながら、大部分を児童養護施設への措置変更としている自治体もある。乳児院からの措置変更先は、里親への委託が原則であり、重点的な取組の推進をお願いします。

ウ 児童福祉法に基づく措置等に係る医療の給付の受診券について

児童福祉法に基づく措置等に係る医療の給付に関し、里親に委託されている子どもの「受診券」の記載や取扱いについては、十分な配慮が必要である。

このため、「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」(平成27年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)において、各都道府県等に対し、里親や小規模住居型児童養育事業に委託されている児童について、里親の姓を使用し、生活している場合もあることから、

- ・ 受診券の氏名欄は児童の戸籍上の氏名に加え、里親の姓を併記するなど、児童に配慮した記載内容とすること
- ・ 医療機関や薬局において、戸籍上の氏名ではなく、里親の姓で呼び出しをしてもらえるよう児童に配慮した対応をすることなど、里親家庭等の子どもが安心して受診券を利用できるよう周知すること

等をお示ししたところであり、各都道府県等においては、内容をご了知の上、適切な対応をお願いします。

エ 里親証明書の発行について

里親が委託を受けた子どもの転入手続きや転校手続などをする際、里親としての身分を証明することができず、子どもとの関係性を確認するために、余計に時間がかかってしまったり、里親制度を理解してもらえない場合などがある。

このようなことに対応するため、大分県を始めとする複数の自治体においては、児童相談所により、里親として登録（認定）されたことを、公的に証明するための「里親証明書」を発行する取組が行われている。

この「里親証明書」の発行によって、市役所や学校等における手続の際に、里親と委託を受けた子どもとの関係性が理解されやすく、円滑に手続を進めることができるといった利点があることに加え、カード形式など持ち運びしやすい形態とし、様々な場面で活用されることで、里親に対する社会の理解が進み、里親制度の普及啓発にもつながることから、こうした取組が全国的に行われるよう、各自治体における実施の検討をお願いする。

(2) 家庭的養護の推進について（関連資料5、16参照）

① 小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進

小規模グループケア（児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設（※平成29年4月より「児童心理治療施設」に名称変更）・児童自立支援施設）については、できる限り良好な家庭的環境における養育を推進する観点から、引き続き設置を推進していただくようお願いする。

なお、小規模グループケアについては、1施設に3か所以上設置をする場合の要件として、小規模化及び地域分散化に関する計画の策定を求めているが、この計画は当該施設における今後の取組方向を掲げていただく趣旨であり、具体的な実施期限まで求めるものではないので、柔軟に対応いただきたい。

また、乳児院の小規模グループケア化については、一時保護委託等アセスメントが十分になされていない段階での緊急的な対応もあることから、入所している乳幼児の実態を踏まえた対応をお願いする。

② 児童養護施設等の小規模化等の整備について

改正児童福祉法第3条の2において、国及び地方公共団体は、児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないと規定されたことも踏まえ、児童養護施設等の改築等の施設整備に当たっては、児童養護施設等の小規模化・地域分散化及び家庭的養護への転換を引き続き推進していくこととしている。

国としては、次世代育成支援対策施設整備交付金により施設整備にかかる財政支援を行っているところであるが、引き続き小規模化等に資する施設整備に対して重点的に支援していくこととしている。平成28年度補正予算において児童養護施設等の小規模化等の整備を促進するため、「児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場

の整備」について、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）をしたところである。交付額の嵩上げの措置については、補正予算限りの措置であるが、補正予算の一部については、平成29年度に繰越しする予定であり、平成29年度においても実施可能であるので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、小規模化のための整備においては、入所している子どもに家庭的な養育環境を提供することはもとより、退所を見据えた高校生等の自立支援や、子どものプライバシー等にも十分配慮し、ユニット化及び個室化を積極的に進められたい。

③ 情緒障害児短期治療施設の設置促進

情緒障害児短期治療施設については、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、被虐待児や発達障害児が増えている中、専門性の高い児童福祉施設として、様々な心理的問題への対応が期待されている。「社会的養護の課題と将来像」においては、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能としても設置促進の必要性が指摘されている。

平成28年10月時点で46か所となっているが、平成28年度より、情緒障害児短期治療施設に配置すべき医師を確保するため、措置費における医師の人件費を含む事務費保護単価の改善を図っている。

現在、47都道府県のうち情緒障害児短期治療施設を未設置の自治体は、13自治体となっており、これらの自治体におかれては、管内のニーズを適切に把握しつつ、設置について前向きに検討いただくようお願いする。

（3）被虐待児等への自立支援の充実について

（関連資料5、7～9、12参照）

① 就学者自立生活援助事業（仮称）の実施について

平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法により、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、22歳の年度末までにある大学等就学中の者（高校、短大、高等専門学校、専修学校等の者を含む。）を対象に追加したことから、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援を引き続き受けることができるよう、平成29年度予算案において「就学者自立生活援助事業（仮称）」を創設した。

都道府県等におかれては、管内自立援助ホーム事業者に周知を図るとともに、大学等に就学する入居者が支援を受けながら学業を継続することができるよう積極的な活用をお願いする。

② 社会的養護自立支援事業（仮称）について

大学等に就学していない自立援助ホームの入所者や里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者についても同様に18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができるよう、

ア 措置解除後も引き続き支援をコーディネートする支援コーディネータ（社会福祉士、児童福祉司等を想定）を配置し、支援対象者、児童相談所担当ケースワーカー、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者の意見を踏まえ、措置解除前に継続支援計画を作成し、継続支援計画に基づく支援状況について、支援担当者会議の運営等を実施

イ 措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、支援対象者が居住する場として、措置されていた里親宅や児童養護施設等に引き続き居住する場合の生活に要する費用や居住に関する支援を実施

ウ 生活相談支援担当職員を配置し、地域で自立して生活を始める上で必要となる知識、社会常識を修得するための支援を行い、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、継続支援計画に基づき、生活、就学又は求職に関する問題等について相談に応じ、必要に応じて関係機関との連携、活用等の支援を実施

エ 就労相談支援担当職員を配置し、適切な職場環境の確保及び社会的自立のために必要な支援として、継続支援計画に基づき、職場開拓や事業主からの相談対応、就職のフォローアップ等を実施（従来の「退所児童等アフターケア事業」を編入）

オ 里親等に委託中又は委託解除後の者、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が就職や、アパート等を賃借する際、また、大学等へ進学する際に、施設長等が身元保証人となる場合の保険料に対する補助を実施（従来の「身元保証人確保対策事業」を拡充の上編入）

等を行う社会的養護自立支援事業（仮称）を平成29年度予算案において創設した。都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いする。

③ 自立援助ホームの設置

施設を退所して就職する子ども等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、少子化社会対策大綱において、平成31年度末までに190か所の設置を目標として掲げているが、未設置の自治体もあることから、当該自治体におかれては、被

虐待児童等への自立支援の充実を図るため、積極的な取組をお願いする。

平成29年度予算案では、か所数の増を図るとともに、

- ・ 入居者の状況に応じた運営費の充実を図るため、自立援助ホームに入居している障害等を有しているために就労や就学が困難な児童や18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生であって収入がない場合に、一般生活費を児童養護施設と同額まで増額
- ・ 入居者の自立支援の充実を図るため、入居者が大学等への進学に伴い退所した場合に大学進学等自立生活支度費を支給
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象に、NPO法人等の法人が設置する自立援助ホームを追加

を盛り込んだところであり、各都道府県等においては、各施設への周知徹底をお願いする。

なお、平成27年度より、「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」（児童虐待・DV対策等総合支援事業）として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る事業を設けているので、積極的な活用をお願いする。

④ 措置延長、措置継続等の積極的な実施

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することのないよう、18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししている。

改正児童福祉法においても、被虐待児童等に対する自立支援を進めているところであり、個々の子どもの状況に応じて必要な支援を行い、将来の自立に結びつけることができるよう、各都道府県市においては、この通知に基づき措置延長等の適切な実施をお願いする。

⑤ 母子の自立支援における母子生活支援施設の活用

母子の中には、DVなど様々な課題を抱えている者もあり、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」（平成25年8月ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ）では、「母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した

専門的支援を受けることができる母子生活支援施設を地域の社会資源として活用することが望ましい」とされている。

また、平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すくすくサポート・プロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）」では、「母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。」とされているところである。

これらを踏まえ、各都道府県市においては、自立支援が必要な母子に対して母子生活支援施設の積極的な活用をお願いする。

なお、DV被害者については、加害者からの安全な保護のために広域的な対応を求められることも多いことから、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所や入所期間の調整をお願いする。

さらに、平成29年度予算案において、特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設や産科医療機関等に特定妊婦等支援員（仮称）を配置し、特定妊婦や予期せぬ妊娠により出産後の育児に不安を抱える妊婦に対する支援として

- ア 特定妊婦等からの相談や医療機関への受診、救急搬送等により特定妊婦等を把握した際、特定妊婦等の抱える状況を踏まえ、個別支援計画を策定
- イ 特定妊婦等支援員を中心として、妊娠、出産、子育て等の不安や悩み等の相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を提供
- ウ 出産前後に居住場所の確保が必要な場合に関係機関等と連携し居住場所の確保を実施
- エ 出産後、自ら子どもを育てることができない、意思がないことが明確な場合に児童相談所と連携し、養子縁組に向けた調整を行うなど適切な養育環境を確保

等をモデル的に実施（補助率：10/10）し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するため産前・産後母子支援事業（仮称）を創設したので、各都道府県市におかれては、母子生活支援施設や産科医療機関等と調整の上、積極的な実施に向けた検討をお願いする。

⑥ 児童家庭支援センターの活用

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する相談に応じ必要な助言を行う事業であるが、この他にも地域の里親及び里親に委託された子どもに対する支援や児童相談所からの委託を受けて継続的な指導が必要な子どもに対する支援を行うことが可能である。

平成28年度からは、各センターにおいて、より積極的に相談対応等に応じることができるよう、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助による充実を図っているほか、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助に要する費用（指導委託促進事業）を盛り込んでいるところである。

少子化社会対策大綱においては、平成31年度末までに340か所の設置を目標として掲げており、各都道府県市においては、地域における相談支援拠点の一つとして、子育て支援拠点など市町村の子育てサービスと連携の上、児童家庭支援センターの設置について積極的な取組をお願いしたい。

⑧ その他

ア 児童養護施設等退所児童等のフォローアップについて

児童養護施設等退所児童等は、自立に時間を要する場合も多く、施設退所後も個々の児童の発達に応じた支援を継続して実施することは重要である。

児童養護施設等においては、退所した児童等に対する相談や退所後の状況を把握し記録を整備するなど、退所後の支援を行っているところであるが、退所児童が就労や生活面等において深刻な状態の時に施設に相談しやすくなるよう、例えば月1回程度の電話による退所後の状況把握（安否確認）に努めるなど積極的な退所者支援が図られるよう特段の配慮をお願いする。

各自治体におかれては、管内の施設等への周知をお願いする。

イ 措置児童名義の銀行口座開設時の本人確認書類について

里親等への委託や施設入所措置された子ども本人名義の銀行口座を開設する際、金融機関より、本人確認のための証明書類の提出を求められることがあるが、その際、措置決定通知書には措置理由が記載されており、子どもへの配慮に欠けることから適当でない場合や、措置決定通知書では契約等の時点の状況の証明とはならず、別途の証明書が必要となることがある。

子ども本人名義の銀行口座は、子どもに対して支給された児童手当の管理や大学進学・就職時の準備費用の貯蓄など、子どもの自立にとって重要なものであるため、口座開設手続が円滑に進められるよう、各自治体においては、措置決定通知書とは別に委託（措置）証明書を随時発行するなど、柔軟な対応をお願いする。

ウ 施設入所等に係る徴収金の収納事務の私人委託について

現行では、施設入所等の措置等に係る徴収金については、原則、その収納を私人に行わせることができない公金であることから、地方公共団体の指定金融機関を通じて収納されている。

地方公共団体の収入の確保及び本人又は扶養義務者の利便性の向上の観点から、改正児童福祉法において、平成29年4月1日より、コンビニエンスストア等の私人に委託できることとしているので、ご承知おき願いたい。

なお、施設入所等に係る徴収金の収納事務について私人に委託する場合には、本人又は扶養義務者が徴収金を納入する際用の紙に子どもや施設の名称等を記載しないなど、プライバシーに十分に配慮した上で実施するようお願いをする。

(4) 社会的養護を担う人材確保について

(関連資料10、11参照)

① 社会的養護関係施設等の人材確保について

ア 民間児童養護施設職員等の処遇改善について

現在、児童養護施設に入所している子どものうち約6割が虐待を受けた経験を有しており、また、約3割が障害を有しているなど対応が難しい子どもが多くなっている。これまで以上に夜間を含め、一人ひとりの子どもへの対応が必要であり、このための人材を確保するため、児童養護施設等の職員の処遇改善を図っていくことは重要である。

これまで、平成27年度予算において、社会的養護における「社会保障の充実」分として、民間児童養護施設等の職員給与について平均3%の改善を行ったところである。

平成29年度予算案においては、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図るため、

- i 児童養護施設等に勤務する全ての職員を対象とした一律2%相当の処遇改善を行った上で、更に
- ii 子どもの支援にあたる職員を対象に、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した月額5千円の上乗せ、
- iii キャリアアップの仕組みを構築し、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施することとしている。

< iiiの処遇改善の内容 >

- 1) 一定の研修を修了した各々の職務分野でのリーダー的業務内容を担う職員に対しては、
 - ・ 小規模グループケアリーダーや地域小規模グループケアリーダー等に対して月額1万5千円の上乗せ（iiと合わせ2万円）
 - ・ 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等に対して、月額5千円の上乗せ（iiと合わせ1万円）
- 2) 一定の研修を修了した複数の小規模グループケアや地域小規模児童養護施設を監督する職員（ユニットリーダー）に対して月額3万5千円の上乗せ（②と合わせ4万円）
- 3) 一定の研修を修了した支援部門を統括する職員（主任児童指導員、主任保育士等）に対して、月額5千円の上乗せ（②と合わせ1万円）

なお、処遇改善の対象となる一定の研修内容（案）や業務内容（案）は別冊資料のとおりである。

また、上記と併せて里親手当・専門里親手当の改善（月額1万4千円の増額）も行うこととしているので、ご承知おき願いたい。

イ 児童養護施設職員等の処遇改善導入円滑化特別対策事業（仮称）について

平成29年度予算案において、児童養護施設等における職員の処遇改善の趣旨が広く理解され、円滑な施行を図るため、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が取り組む以下の取組に要する経費を児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金により補助（補助率：10/10）することとしているので、積極的な活用をお願いする。

（想定される取組例）

- ① 申請書の印刷製本経費、審査を行う賃金職員雇上げ、その職員が使用するPC等機器の借料などの経費
- ② 都道府県等が施設を対象に実施する説明会実施経費
- ③ 都道府県等における処遇改善の実施状況の把握・課題の分析等を行うための検証及び会議開催経費
- ④ リーフレット等の作成・印刷経費、事業者への郵送経費 等

（平成29年度基準額（案））

- ① 都道府県・指定都市・児童相談所設置市
1自治体当たり1,000万円

② 中核市（※）

中核市が所管する処遇改善実施施設 1 か所当たり15万円

※ 上限は1,000万円

ウ その他

「子育て支援員研修」の専門研修に設けた社会的養護に係る研修については、平成28年度15自治体において実施予定となっている。本研修は、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげるための有効な手段であるため、積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）では、

- ・ 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、
- ・ 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について、引き続き本事業の対象経費としている。施設養護をできる限り家庭的な養育環境の下で行っていくためには、各施設において施設職員となる人材の確保が不可欠であることから、本事業の積極的な活用を検討されたい。

（5）施設運営の質の向上について（関連資料17、20参照）

① 職員の資質向上のための研修

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの）については、引き続き、実施することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

② 第三者評価の受審と公表

社会的養護関係施設については、平成24年4月より3か年度に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられている。現在、第三者評価については、平成27年度から平成29年度までの3か年度間で実施されており、平成29年度は最終年度となることから、各都道府県市においては、実施していない施設がある場合には、受審を促すようお願いしたい。

なお、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3）となっているので、あわせて指導願いたい。

③ 施設長研修の実施について

施設長研修は、児童自立支援施設の任用時研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほか、厚生労働大臣が指定する者（各施設団体）が行うこととなっている。この研修は任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、平成29年度は社会的養護施設関係5団体が共催で9月11日～12日（大阪会場）、12月13日～14日（東京会場）にて研修の開催を予定している。

④ 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を配置することは、施設運営の質の向上に資するものである。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県市においては、基幹的職員の配置の検討をお願いする。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているので、施設運営の質の向上に本事業の実施を検討されたい。

⑤ 国立武蔵野学院における研修の実施等

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所では、「基幹的職員研修事業」で研修の企画・実施を行う者（講師）向けの指導者養成研修、児童自立支援施設職員研修や児童相談所職員等に対する研修を実施しているので、各都道府県市におかれては研修への積極的な参加をご検討いただきたい。

また、国立武蔵野学院においては、「社会的養護における『育ち』『育て』を考える研究会」を設置し、社会的養護における子どもの「育ち」「育て」にかかわる実践的な課題等について継続的な検討を実施し、子どもの権利擁護の推進や職員の資質の向上などに資する資料の作成・提供を行っている。資料は武蔵野学院ホームページからダウンロード可能であり、社会的養護における養育者や支援者の資質向上を図るための実践的な資料等を掲載しているので、活用をお願いする。

⑥ 児童自立支援施設における学校教育の導入について

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福

祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成28年10月1日現在の実施状況は、52施設となっている。

児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図っているところであるが、導入（実施）予定の立っていない都道府県市においては、児童福祉主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、児童福祉法の趣旨に沿い、早期に導入（実施）できるよう一層のご尽力をお願いします。

（6）被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県市においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いします。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いします。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いします。

（7）民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律について

（関連資料18、19参照）

養子縁組制度は、保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養護が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭を与えることにより、その健全な育成を図る仕組みである。

近年、民間の養子縁組あっせん事業者による養子縁組の成立件数は増加しており、その事業運営の透明化や適正化がますます重要になっている。

このため、第192回国会（臨時会）において、議員立法として提出され

た民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が、平成28年12月9日に成立した。同法は、

- ① 養子縁組のあっせんは、児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するとともに、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう行われなければならないこと
- ② 養子縁組あっせん事業を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこと
- ③ 民間あっせん事業者は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、手数料又は報酬を受けてはならないこと
- ④ 民間あっせん事業者は、養親希望者が必要な研修を修了していない者等であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならないこととするほか、民間あっせん事業者の業務として、相談支援、児童の父母等の同意、縁組成立前養育、都道府県知事への報告、養子縁組の成立後の支援等を位置づけること
- ⑤ 厚生労働大臣は、民間あっせん事業者が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うために必要な指針を公表すること
- ⑥ 国及び地方公共団体は、養子縁組のあっせんに係る制度の周知のための措置を講ずること

などを主な内容としており、施行日は公布の日から2年以内に政令で定める日とされている。

金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案が生じており、社会福祉法や児童福祉法、関係通知に基づき、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、引き続き、取り組んでいただくようお願いしたい。

2. ひとり親家庭等への自立支援について

(1) ひとり親家庭等自立支援施策について（関連資料21参照）

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍となっている。また、母子世帯の80.6%が就業しているが、そのうち47.4%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円と低い水準にある。

こうしたひとり親家庭等の自立に向けては、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届けることが必要
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
- ・ 安定した就労による自立の実現が必要

といった課題がある。

このため、平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援を充実することとした。

ひとり親家庭の自立を支援するため、同プロジェクトに基づく支援策を着実に進めることが重要であり、平成29年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するために必要な予算を確保している。

また、自立支援教育訓練給付を充実し、雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付の支給を受けるひとり親に対して、教育訓練講座の受講費用の6割（上限20万円）と一般教育訓練給付による給付額との差額を支給することとしている。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、支援策の積極的な取組をお願いします。

(2) 児童扶養手当について（関連資料22、24～26参照）

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力と御協力をいただいているが、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いするとともに管内市町村に周知をお願いします。

① 平成29年度の手当額について

平成29年度の手当額は、平成28年の消費者物価指数が対前年比▲0.1%となったことから、法律の規定に基づき、0.1%の引き下げを行うこととし、本年1月27日に公表しているので管内市町村に対する情報提供をお願いします。

また、平成28年8月に施行された児童扶養手当法の改正に基づき、第2子及び第3子以降加算額についても平成29年4月から本体額と同様に、物価スライドを導入することとなっているので御留意願いたい。

なお、改定額は以下のとおりとなるので、広報誌・ホームページ等により受給者へ周知されるよう対応をお願いしたい。

※ 児童扶養手当額は、物価水準の変動が、手当額の実質価値に影響するものであることから物価スライドを適用しているもの。

ア 本体月額 (▲0.1%) ※政令改正予定

	(平成28年度)		(平成29年度)
全部支給	42,330円	→	42,290円 (▲40円)
一部支給	42,320円	→	42,280円 (▲40円)
	～9,990円		～9,980円 (▲10円)

※ 平成29年度の本体額の一部支給額を算出するための係数は、0.0186705

イ 第2子加算月額 (▲0.1%) ※政令改正予定

	(平成28年8月～)		(平成29年度)
全部支給	10,000円	→	9,990円 (▲10円)
一部支給	9,990円	→	9,980円 (▲10円)
	～5,000円		～5,000円 (～+0円)

※ 平成29年度の第2子加算額の一部支給額を算出するための係数は、0.0028786

ウ 第3子以降加算月額 (▲0.1%) ※政令改正予定

	(平成28年8月～)		(平成29年度)
全部支給	6,000円	→	5,990円 (▲10円)
一部支給	5,990円	→	5,980円 (▲10円)
	～3,000円		～3,000円 (～+0円)

※ 平成29年度の第3子以降加算額の一部支給額を算出するための係数は、0.0017225

② 総務省によるあっせんについて

総務省行政評価局長より、「児童扶養手当の現況届の提出の見直し」(平成29年2月10日(金)付)のあっせんがあったところである。

具体的には、

- ア 全部支給停止受給者について、現況届の郵送による提出が不可となっていることを見直すべき
- イ 受給者から郵送された現況届を返送する取扱は是正すべき
- ウ 現況届未提出のまま2年を経過した場合の時効の取扱が区々となっていることから改めて時効の規定の解釈を整理し、取扱の統一を図るべき。

との指摘を受けたところである。

このうち、イについては、行政手続法第37条に則った取扱いを行い、郵送による現況届の提出を受け、特段の事情にある者（平成28年6月16日付家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届等について」により示している特段の事情）に該当せず、必要な添付書類がすべて適合している場合は、返送はせず、当該提出者に対して面談を求めることをお願いしたい。

行政手続法（平成五年十一月十二日法律第八十八号）抄
(届出)

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

なお、ア及びウについては、対応が固まり次第追ってお示しする予定である。

③ 新規認定について

平成28年8月に施行した多子加算額の増額に併せて、養育費確保を促進する観点から、児童扶養手当の新規認定申請書に養育費の取り決めの有無等を記載する欄を設けるよう省令を改正し施行通知を発出（平成28年7月14日）したが、養育費の取決めをしていることが、児童扶養手当の支給要件となるものではないので新規認定に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

④ 不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、課長通知を発出（平成28年6月16日）し、現在においても特段の事情がない場合には対面による手続きを行っていただいているところだが、現況届時の集中相談期間の設定

の趣旨も踏まえ、対面による手続きのより一層の徹底をお願いしたところであるので、現況届の確認に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

また、同通知において、更なる適正受給を確保するため、民生委員等による現地調査の一層の徹底をお願いしたところであるので、新規認定及び疑いのある事案においては、適切な事務処理をお願いしたい。

⑤ 自立のための活動促進について

児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合の一部支給停止の適用除外となる事由のうち、「求職活動等自立を図るための活動をしている」に該当していることの確認の対象に、求職活動の回数（直近1ヶ月に2回以上）を加えるよう課長通知を改正（平成28年8月1日）し、適用は本年6月としているので、自立のための活動についての確認において は、適切な事務処理をお願いしたい。

⑥ 相談及び情報提供に係る規定について

児童扶養手当法第28条の2においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、生活及び就業の支援などを行うことができるとされている。

各自治体においては、同規定の趣旨を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

⑦ 児童扶養手当制度の運用について

ア 受給者の中には休暇を取得することが難しい方もおられることから、夜間や休日等できるだけ利用者の方の時間に合わせた対応ができるように、受付時間の弾力化など便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けること。

イ 基礎年金や厚生年金など公的年金給付（老齢福祉年金を除く。）を受けることができる場合には、児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととしているため、公的年金給付の受給の可否及びその金額等について、適宜、年金事務所等に照会すること。

ウ 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人のプライバシーに関わる事項であるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーに関わる事項に触れざるを得ないが、必要以上に立ち入らないよう

配慮すること。

エ 児童扶養手当の5年等満了時に適用除外事由届出書等の提出がなされず、一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。

オ 児童扶養手当の申請受付や現況届提出等の機会を捉え、ひとり親家庭に関する他の支援制度や地域における支援に関する案内などの働きかけや、関係機関への取り次ぎ等の支援を積極的に行われたい。

また、養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について（関連資料27～29参照）

① 貸付限度額について

ア 修学資金の貸付限度額の運用について

修学資金の貸付限度額については、平成28年度から、一般分貸付限度額と特別分貸付限度額による区分を廃止し、貸付限度額を一本化した。

各自治体においては、修学資金の貸付の実施に当たり、適切な対応をお願いしたい。

イ 事業開始資金等の貸付限度額の見直しについて

事業開始資金及び事業継続資金の貸付限度額については、消費者物価指数を踏まえ、平成29年4月から、以下のとおり引き上げる予定である。

- ・事業開始資金 283万円 → 285万円（案）
（母子・父子福祉団体の場合 426万円→429万円（案））
- ・事業継続資金 142万円 → 143万円（案）

② 制度の運用について

ア 修学資金及び就学支度資金の貸付について

修学資金及び就学支度資金の貸付については、平成27年6月29日付事務連絡において、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いしているところであり、事務連絡の内容を踏まえた適切な対応をお願いする。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金による積極的な支援について

当該貸付金については、特に経済的条件は定められていない。貸付を行うに当たっては、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

③ 償還率の改善について

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的実施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、平成26年度において、各自治体における償還事務の取組について平成25年度の実施状況を調査し、その結果を公表している。

各自治体においては、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。また、そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前（時）の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約4割にとどまっている。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施して頂きたい。

(4) 相談・支援体制について

① 母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上について

(関連資料30参照)

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事す

る人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されている。

また、昨年の通常国会において、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立し、母子・父子自立支援員の非常勤規定が削除されることとなった。（平成29年4月1日施行）

都道府県及び市等におかれては、能力のある母子・父子自立支援員が理由なく雇い止めされることがないように配慮することも含めてその専門性にふさわしい処遇について検討いただくようお願いする。また、併せて、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めて頂くとともに、配置が不十分な都道府県及び市等におかれては適切な配置をお願いする。なお、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

② 「ひとり親家庭支援の手引き」等の活用について

平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することが盛り込まれている。

厚生労働省は、同プロジェクトに基づき、以下の資料を作成し、平成28年5月12日付事務連絡により自治体に配布している。

- ・「ひとり親家庭支援の手引き」
…ひとり親家庭支援担当課職員向けに、ひとり親家庭の支援についてまとめた資料
- ・「共通アセスメントツール」
…相談者への支援に用いる相談記録様式
- ・「ひとり親家庭支援ナビ」
…支援を必要とするひとり親を自治体の相談窓口につなげることを目的としたリーフレット

各自治体におかれては、母子・父子自立支援員等の関係機関において上記資料の活用が図られるよう、周知をお願いする。なお、上記資料については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができるようにしているので、活用していただきたい。

(厚生労働省ホームページ該当アドレス)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html

③ 母子・父子自立支援員の全国研修会について

母子・父子自立支援員の全国研修会については、母子・父子自立支援員が参加しやすい仕組みとする等の観点から、従来から厚生労働省と都道府県の共催により、各都道府県を開催地として実施してきた。平成27年度の研修会をもって、当初の持ち回りが一巡したことから、現在、新たな持ち回りの方法等について、全国母子・父子自立支援員連絡協議会と検討を進めている。

平成29年度の開催地については、暫定的な取扱いとして、厚生労働本省において開催する予定であるが、新たな持ち回りの方法等が決まり次第お知らせするので、都道府県におかれては、母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上の重要性に鑑み、全国研修会の開催に御協力をお願いしたい。

(5) 就業支援について（関連資料31、32参照）

① 平成29年度から拡充する事業について（自立支援教育訓練給付金）

自立支援教育訓練給付金については、就業していないひとり親や就業して間もないひとり親といった雇用保険の教育訓練給付金の支給を受けることができないひとり親が教育訓練を受講し、就職の促進及び雇用の安定の促進を図ってきた。

雇用保険の受給資格のないひとり親に対して支給する本事業については、平成28年度に訓練受講費用の6割（上限20万円）を支給することとした。

しかしながら、雇用保険の受給資格があるひとり親に対しては、一般教育訓練給付から、訓練受講費用の2割（上限10万円）の支給であるため、平成29年度予算案においては、自立支援教育訓練給付金から費用の6割（上限20万円）との差額を上乗せして支給することができるよう、必要な予算を確保したところであるので、各都道府県におかれては、管内の市、福祉事務所設置町村に対し、事業の実施を促すなど、積極的な活用に努められたい。

なお、来年度に向け、現在、実施要綱案を作成中であり、内容が決まり次第速やかに情報提供したいと考えている。

② 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市のほぼ全てで事業が実施されているが、就業支援事業や養育費支援事業等の各事業内容ごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。このため、実施していない事業の実施について検討するとともに、積極的に実施していただくようお願いする。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、ひとり親家庭の親が、できるだけ身近な地域で就業支援を受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としているものである。

平成27年度には21市で実施されているが、都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

ウ 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、これまでも母子家庭等就業・自立支援事業において、在宅就業に関するセミナー等を実施してきたが、平成27年度からはこれらに加え、民間事業者等を事業実施者として、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援することができることとしている。

具体的には、在宅での就業を希望する者や在宅就業に必要とされるスキルアップを希望する者等（以下「在宅就業希望者等」という。）が在宅就業に関する業務を行いながら独り立ちに向けて、発注企業と契約を締結する際の手続きの方法や契約締結から納品までのスケジュール管理等、在宅就業についてのノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」を配置して、在宅就業希望者等に業務の発注、検品、納品、報酬の支払い等を行う場合には、これまでの補助基準額に在宅就業コーディネーターの人件費等に要する基準額を加算したところであるので、引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いする。

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定事業については、多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みについての相談を受け、自立に向けた課題を相談

者とプログラム策定員とで整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し自立を支援するものである。

平成28年夏に、経済・財政一体改革推進委員会下の教育、産業・雇用等ワーキング・グループにおいて、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定について議論がなされ、母子家庭等対策費補助金について、その効果を測る指標として、「母子・父子自立支援プログラム策定件数における就業達成割合」、「母子・父子自立支援プログラム策定件数」、「母子・父子自立支援プログラム策定における就業達成者数」について、各自治体の実情に応じて目標を適宜設定することが考えられる（例えば「対前年度比増」など）との評価を受けている。

また、具体的な実施方法等については今後、決まり次第お示しすることを予定しているが、引き続き積極的に実施していただくようお願いする。

④ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれない。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇い入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

なお、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

⑤ 高等職業訓練促進給付金等について

ア 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する雇用保険の教育訓練給付制度は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。※1）と、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。※2）の2本立てとなっている。専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金（※3）が支給される。

※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給

※2 専門実践教育訓練の受講を修了等した場合に訓練経費の40%を支給。さらに資格取得等し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

※3 基本手当日額の50%を支給

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

- ・ 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。
- ・ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。
- ・ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底いただくようお願いする。

イ 高等職業訓練促進資金貸付金事業について

ひとり親家庭への資格取得支援のために、平成27年度補正予算で、高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親が、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付けることとしたところ。

本事業について、多くの都道府県・政令指定都市については、予算の繰越を行い、今年度、交付決定を行った。

貸付事業の開始が遅れている都道府県・政令指定都市においては、貸付事業の実施主体となる社会福祉法人等との調整を速やかに行い、

本年度内に貸付事業を開始するよう事業の実施に努められたい。

⑥ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからコまでの事業についてご承知置き頂き、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進している。

また、本事業では、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用した地方自治体への常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、平成27年度からは児童扶養手当受給者が、地方自治体に現況届を提出する8月に各自治体に御協力いただきながら、「出張ハローワーク！ひとり親全力キャンペーン」を実施しているところである。

各自治体におかれては、本事業の実施に当たって、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」(平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)も参考としつつ、都道府県労働局・ハローワークに対し、児童扶養手当受給者に関する積極的な支援要請を行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、本事業の実施においては、自治体と都道府県労働局・ハローワークとの協定の締結が必要であるが、未だ協定を締結していない自治体もある。このため、平成29年度においては児童扶養手当部局におかれても、ぜひ協定に参加していただくようお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（平成28年7月末現在189箇所）を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保

育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

また、母子家庭の母等のひとり親に対して、地方自治体やひとり親への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施しており、平成29年度は体制をさらに拡充し、取組を充実させることとしている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いします。

(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練、②就職の準備段階として就業に向けた意識付けに重点を置いた講習を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

エ 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。

平成28年度からは、母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、託児サービス支援付きの訓練コースや1日訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース(約4時間/日)の創設をするなどの取組を新たに実施することとしている。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資することをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

オ ジョブ・カードの活用促進

これまで正社員経験が少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、職業訓練やキャリアコンサルティング等の場面での活用を促進してきた。

ジョブ・カードについて、平成27年10月1日から、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものとして見直しを行うとともに、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の改正において、国は職務経歴等記録書（ジョブ・カード）の普及・促進に努めるよう規定された。

なお、ジョブ・カードの活用の更なる促進を図るため、ジョブ・カードの作成支援が可能な「ジョブ・カード作成アドバイザー」を養成するジョブ・カード講習について、母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の就業相談を行う職員も受講できることとしているので、積極的に受講した上でジョブ・カードの活用を図っていただきたい。

カ 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に関係する助成金としては、試行的な雇い入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用奨励金」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金」、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として「キャリアアップ助成金」があり、引き続き、活用を促進していく。

なお、ひとり親については、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用が可能であり、キャリアアップ助成金では、支給額を加算されることとなる。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

キ 雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」（上記の⑤参照）

(6) 子育て・生活支援について（関連資料33参照）

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア 子ども生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、平成28年度から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、子どもの生活・学習支援事業を実施している。

「すくすくサポート・プロジェクト」においては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されており、平成29年度予算案においても必要な予算を確保しているため、各自治体での事業の積極的な実施をお願いします。

イ ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。

各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながらひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願

いする。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担うことから、ひとり親家庭の親が疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった場合や、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、低料金で家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する等により、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業については、平成28年度から、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、定期的に利用することができるよう拡充を図っている。併せて、ヘルパーを確保しやすくするため、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和している。

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備することが重要であることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いする。

③ 子育て短期支援事業について

本事業については、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、平成31年度において、ショートステイについては延べ16万人、トワイライトステイについては延べ14万人の利用を目標値に掲げている。

市町村におかれては、事業の積極的な実施や事業の周知を図って頂くとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条及び第31条の8に基づき、ひとり親家庭の優先的な利用などの特別の配慮に取り組んでいただきたい。

また、従来より、近隣に児童養護施設等がないこと等により、必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、児童養護施設等においてあらかじめ登録している保育士、里親等に委託することもできるので、この取扱いの積極的な活用もお願いする。

④ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けた子どもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められるほか、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事

業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施についても特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をして頂けるようお願いする。

(7) 養育費確保等について

① 養育費確保等のための周知及び相談の実施について

(関連資料34参照)

養育費確保や面会交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取り決めに促すことが重要であり、特に、離婚前において当事者への周知や当事者からの相談に応じることが重要である。

このため、各自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費等の取り決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んで頂くようお願いする。なお、周知のためのパンフレット等については、養育費相談支援センターでも作成しており、ホームページ

(※)での掲載や自治体からの求めに応じてパンフレット等を配布しているので、配布を希望する自治体におかれては、養育費相談支援センターまでご連絡頂きたい。

また、当事者からの相談対応については、母子・父子自立支援専門員や養育費専門相談員による相談に加え、平成28年度から、母子家庭等就業・自立支援事業において、弁護士による養育費等に関する法律相談も実施し、養育費相談の強化を図っているため、積極的な取組をお願いする。

また、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業により集中相談体制を整備する場合においても、弁護士による養育費等に関する法律相談を実施できるが、これらの事業の実施に当たっては、地域の弁護士会との連携が必要となる。このため、厚生労働省においては、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼している。

各自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

(※) 養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

② 養育費相談支援センターの積極的な活用について

養育費相談支援センターでは、自治体において養育費相談に当たる

職員に対する研修会の実施等の自治体支援にも取り組んでいるところであり、例年、全国研修会、地域研修会、各自治体等が実施する研修会への講師派遣を行っている。各自治体におかれては、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の養育費相談担当職員の積極的な研修への参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。なお、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、活用していただきたい。

③ 面会交流支援事業について

面会交流については、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支援事業を実施している。平成28年度から、都道府県・指定都市・中核市に加えて、市及び福祉事務所設置町村においても事業を実施することができるようにしている。各自治体での積極的な取組をお願いする

3. 配偶者からの暴力（DV）対策等の婦人保護事業について

婦人保護事業は、配偶者からの暴力などにより日常生活を営む上で、保護、援助等を必要としている女性に対し、婦人相談所や婦人保護施設において、生活支援、心理的ケア、自立支援を行っている。

自治体におかれては、引き続き、「婦人相談所ガイドライン」（平成28年6月改定）や「婦人相談員相談・支援指針」（平成27年3月）をはじめとした、関連通知等を参考にするとともに、下記の事項について留意の上、適切に婦人保護事業を実施されたい。

なお、管下市町村に周知方お願いします。

（1）平成29年度予算案における対応について

（関連資料23、35参照）

婦人保護事業については、平成29年度予算案において、引き続き婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するために必要な予算とともに、婦人相談員手当の改善や婦人相談員等の研修の充実等について盛り込んでいる。各自治体におかれては、地域の実情に応じて、事業の積極的な実施をお願いします。

① 婦人相談員手当の改善について

婦人相談員は、売春防止法第35条の規定に基づき都道府県や市から委嘱されているが、その業務の対象は、時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、売春問題にとどまらずDV被害、人身取引被害、ストーカー被害、性暴力被害などに拡大され、困難性の高い相談業務が年々増大している。

このような複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題については、一つ一つ丁寧な対応が必要であり、婦人相談員には、関係機関と連携しながら、相談から一時保護、自立支援までの切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。このため、複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題に対し適切に対応することができる婦人相談員の配置を推進し、相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当（国庫補助基準額）について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度予算案においては、月額最大149,300円（現行106,800円）に見直しを図ることとしている。

見直しの趣旨は上記のとおりであり、各自治体におかれては、婦人相談員の勤務実態や業務内容等を踏まえ、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇改善や配置の充実がより一層図られるようお願いする。今回の見直しを踏まえた補助基準については、おってお示しする。

なお、各自治体におかれては、能力のある婦人相談員が、理由なく

雇い止めされることがないように、継続的な雇用について配慮するようお願いする。

② 婦人相談員等の研修の充実等について

ア 婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人保護事業に従事する婦人相談員、婦人相談所や婦人保護施設の職員は、様々な困難を抱えた女性への相談・支援を行うことから、関係機関との連携など最新の知識や情報等を身に付けることが求められる。このため、現在、都道府県において、「婦人相談所等職員への専門研修事業」を実施しているところであるが、婦人保護事業に従事する職員の経験年数、能力等に応じてきめ細かな資質向上を図ることができるよう、平成29年度予算案においては、研修実施回数の増加を図る（年1回→年3回）こととしている。

併せて、現在、厚生労働省においては、職員の経験年数等に応じた研修体系について調査研究を進めており、その結果をとりまとめ次第都道府県にお示しする予定である。都道府県におかれては、関係職員の資質向上に向けた積極的な事業の実施をお願いする。

イ 婦人相談所等指導的職員研修等について

当省が主催している婦人相談所等指導的職員研修は、婦人保護事業に携わる各都道府県の指導的職員を対象としており、受講者が都道府県レベルの研修の指導者（講師）となることを通じて、婦人保護事業に携わる職員の専門性の向上を図ることを目的として、継続的に開催している。

平成29年度については、12月6日（水）～8日（金）の3日間にわたり開催し、25名程度の定員により実施する予定であるので、関係職員の積極的な参加をお願いする。

なお、本件詳細については同院HPを参照されたい。

（参考）国立保健医療科学院HP：

https://www.niph.go.jp/entrance/h29/course/short/short_syakai08.html

また、来年度の「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」については、福島県において、10月26日（木）～27日（金）に開催予定であるので、こちらについても関係職員の積極的な参加をお願いする。

③ 婦人保護施設等における支援の充実について

婦人相談所の一時保護所や婦人保護施設においては、同伴児童についても保護を行うことから、婦人保護事業費負担金や婦人保護事業費

補助金において、同伴児対応指導員雇上加算を設けている。平成29年度予算案においては、同伴児童に対する支援体制を充実するため、同伴児童の数に応じて指導員最大3名（現行最大2名）まで配置できるように拡充することとしている。

都道府県におかれては、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の実態を踏まえて、同伴児対応指導員雇上加算の活用をお願いしたい。

また、婦人保護施設入所者に対する就労支援を充実し、自立を促進するため、平成29年度予算案においては、新たに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給することとしている。詳細については、おってお示しする。

④ DV被害者等自立生活援助モデル事業について

平成26年度より、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を実施しているが、平成29年度予算案においても引き続き当該事業を計上しているので、積極的な取組をお願いする。

(2) ストーカー規制法の改正を踏まえた婦人保護事業の対応について (関連資料36参照)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第102号）については、本年12月6日に成立し、同年12月14日に公布されている。

婦人保護事業については、平成25年の法改正により「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成25年法律第73号）において、婦人相談所がストーカー行為等の相手方に対する支援を行う施設として明確に位置づけられたことから、適切な対応をお願いしているが、今般の法改正においては、ストーカー事案に携わる職務上関係者による配慮等についても法律に規定されており、既にお示ししている警察庁の通知も参考に、引き続き適切に対応されるようお願いする。

また、ストーカー被害者が適切に婦人保護事業による支援につながるよう、婦人相談所のホームページ等において、ストーカー被害の相談・支援を実施している旨をわかりやすく明示していただくようお願いする。

(3) 10代、20代の若年女性を支援する民間団体との連携について

性的被害を受けた10代、20代の若年女性については、公的な相談機関に相談しづらく、支援につながりにくいという指摘がある。

一方、若年女性が相談しやすい体制を備えた民間支援団体が、アウトリーチ活動を行い支援につなげている事例もある。

多様な相談者に対して、適切な自立支援策につなげていくためにも、婦人保護事業関係機関と民間支援団体との連携を図ることは重要である。婦人相談所ガイドラインや婦人相談員相談・支援指針においても、民間団体を含めて、地域の関係機関との連携の下で展開していくことを求めているところであり、地域における状況を把握の上、積極的な連携をお願いする。

(4) 婦人保護施設の活用について

婦人保護施設は、利用者の自立に向け、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するという婦人保護事業において非常に重要な役割を担う施設である。

全国的に利用率が低下傾向にあるが、利用者の衣食住を安定的に提供し、ニーズに応じた支援を中長期的に実施できるという特性を有しており、各都道府県においても、婦人保護施設が個々に地域において担うべき役割とその課題等について検討し、十分に活用されるようお願いする。

(5) 婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」について

(関連資料37参照)

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を入所対象者として受け入れている。

本施設は、他の婦人保護施設での保護及び自立支援が難しい要保護女子のニーズに応えるものであり、平成24年より新規入所を再開しているため、これまで入所実績のなかった自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

(※) 本施設は土砂災害危険地域の指定等により、平成30年度以降に施設整備を行うことを予定しており、今後、施設整備費用の自治体負担のあり方を含めて検討することとしている。

なお、婦人保護事業の所管が男女共同参画主管課になる場合には、会議資料について、男女共同参画主管課にお渡しいただくようお願いする。

[関連資料：家庭福祉課・母子家庭等自立支援室]

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生日前から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生日防

- (1) 市町村は、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生日防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生日時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
 - (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
 - (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
 - (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。
（検討規定等）
- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所への関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
○ 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
○ 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

※赤字は平成29年4月1日施行

改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築

昭和22年の制度創設以来の抜本的な改正をした改正児童福祉法等の円滑な施行を図るとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題についてスピード感をもって検討する必要がある。更に、改正児童福祉法等の進捗状況を把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰するために、平成28年7月以降、以下の4つの検討会、ワーキンググループを開催する。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成28年7月29日から厚生労働大臣の下で検討開始

【検討事項】

- ①改正法の進捗状況把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- ②改正法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能のあるべき姿。
- ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方。
- ⑥法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

平成28年7月29日から検討開始

【検討事項】

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け必要な事項
地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証、児童福祉司等が受講する研修又は任用前講習会のガイドライン策定 等
- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項
児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告のあり方及び児童相談所の業務のあり方等）に向けた更なる方策 等

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

平成28年7月25日から法務省、最高裁判所の協力を得て検討開始。

【検討事項】

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

市区町村の支援業務のあり方に関するWG

平成28年8月8日から検討開始

【検討事項】

- ①児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ②虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児相からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策 等

家庭と同様の環境における養育の推進

【公布日施行・児童福祉法】

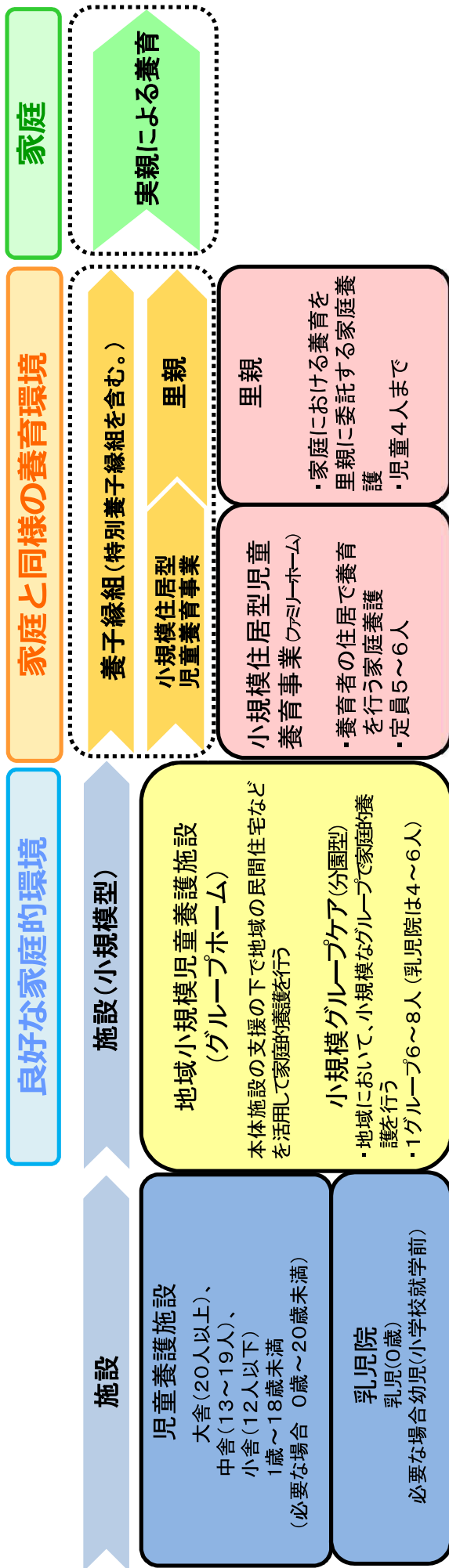
- 課題**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭と同様の養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



→ 本体施設、グループホーム、里親等をそれぞれ概ね3分の1、児童養護施設の 本体施設は、全て小規模グループケアに

里親等 = 里親+ファミリーホーム
委託率 = 養護+乳児+里親+ファミリーホーム

平成27年3月末 16.5% → 平成31年度目標 22%

※改正法案を踏まえ、特別養子縁組の位置付け等について今後検討

「児童福祉法施行規則第一条の三十八の厚生労働大臣が定める基準案」の概要について

I 趣旨

平成 28 年通常国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 1 条の 38 の規定に基づき、養子縁組里親名簿への登録を希望する者が受けなければならない研修（養子縁組里親研修）の基準を定める。

II 概要

都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等が行う研修であって、以下のすべての科目について実施するものであること。

- ・ 児童福祉論（講義）
- ・ 養護原理（講義）
- ・ 里親養育論（講義）
- ・ 発達心理学（講義）
- ・ 小児医学（講義）
- ・ 里親養育援助技術（講義）
- ・ 里親養育演習（講義・演習）
- ・ 養育実習（実習）

※ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において行うものであること。

※ ①児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者、②養育里親研修又は専門里親研修を修了した者など、児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、上記科目の一部を免除することができる。

III 根拠法令

規則第 1 条の 38

IV. 施行期日等

公布日：平成 29 年 3 月（予定）

施行日：平成 29 年 4 月 1 日（予定）

「児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第四項の厚生労働大臣が定める基準案」の概要について

I. 趣旨

平成 28 年通常国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 46 第 4 項の規定に基づき、養子縁組里親名簿の登録の更新を希望する者が受けなければならない研修（養子縁組里親更新研修）の基準を定める。

II. 概要

都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等が行う研修であって、以下のすべての科目について実施するものであること。

- ・ 児童福祉制度論（講義）
 - ・ 発達心理学（講義）
 - ・ 里親養育演習（講義・演習）
 - ・ 養育実習（実習）
- ※ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において行うものであること。
- ※ 養子縁組里親としての登録の有効期間の満了日において、現に委託児童の養育を行っている者など、要保護児童の養育に関する経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、上記科目のうち、養育実習を免除することができる。
- ※ 養育里親更新研修を修了した者に対しては、相当と認められる範囲で、上記科目の一部を免除することができる。

III. 根拠法令

規則第 36 条の 46 第 4 項

IV. 施行期日等

公布日：平成 29 年 3 月（予定）

施行日：平成 29 年 4 月 1 日（予定）

平成29年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の推進

1, 278億円（平成28年度予算額） → 1, 456億円（平成29年度予算案）

児童入所施設措置費等

: 1, 227億円

児童虐待・DV対策等総合支援事業:

154億円

次世代子育て支援対策施設整備交付金:

66億円 など

1. 家庭養護の推進

(1) 里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関連事業を拡充し名称変更】

平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関連事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(2) 里親手当の改善【拡充】

里親制度の推進を図るため、里親手当を改善する。

里親手当 72,000円 → 86,000円（+14,000円）

〔児童入所施設措置費等〕

2. 家庭的養護の推進

(1) 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

〔児童入所施設措置費等〕〔次世代子育て支援対策施設整備交付金〕

(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

3. 被虐待児童などへの支援の充実

(1) 個々の子どももの状況に応じた自立支援の充実

○児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法により、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象に追加されたことを受け、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援のため、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けられることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○自立援助ホーム入居者への支援の充実【拡充・新規】

自立援助ホームに入居している障害等を有しているために就労や就学が困難な児童や18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生であって収入がない場合に、一般生活費を増額（児童養護施設と同額）することにより、入居者の状況に応じた運営費の充実を図る。

また、自立援助ホーム入居者が大学等への進学に伴い退所した場合に大学進学等自立生活支度費を支給することにより、自立支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

（2）産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

（3）児童養護施設等の職員の人材確保

○民間児童養護施設職員等の処遇改善【拡充・新規】

平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた職員の待遇改善（児童指導員平均+1.3%）を平成29年度にも反映する。

さらに「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、以下の処遇改善を実施する。

- i 児童養護施設等に勤務する全ての職員を対象とした2%（月額7千円程度）の処遇改善に加えて、
- ii 虐待や傷害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した月額5千円の上乗せ、
- iii キャリアアップの仕組みを構築し、

ア 一定の研修を修了した各々の職務分野でのリーダー的業務を担う職員に対しては、

（a）小規模グループケアリーダー等に対して月額1万5千円の上乗せ（iiと合わせ2万円）、

（b）家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員等に対して月額5千円の上乗せ（iiと合わせ1万円）

イ 一定の研修を修了した複数の小規模グループケアを監督する職員（ユニットリーダー）に対して月額3万5千円の上乗せ（iiと合わせ4万円）

ウ 一定の研修を修了した支援部門を統括する職員（主任児童指導員、主任保育士）に対して、月額5千円の上乗せ（iiと合わせ1万円）

を実施する。

iv 併せて、里親手当の改善（月額+14,000円）を図る。（再掲）

〔児童入所施設措置費等事業〕

○処遇改善の取組を円滑に導入するための特別対策【新規】

新たな処遇改善の取組を円滑に導入するため、制度の周知やシステム改修による事務の効率化等により、児童養護施設等の処遇改善の取組を後押しするなど、自治体が行う処遇改善に関する取組に対して補助する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(参考) 【平成28年度第3次補正予算案】

○ 平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う追加財政措置 9億円

平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

○ 児童養護施設等の職員の資質向上、実習の推進

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、就職を希望する学生等への実習支援を行う。
〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(4) 防犯対策の強化等【拡充】

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策を引き続き行う。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象に、NPO法人等が設置する自立援助ホームやファミリーホームを追加する。
〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

里親支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

内容

現行（平成28年度）		平成29年度
名称	里親支援機関事業	里親支援事業（仮称）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （里親会、児童家庭支援センター、NPO法人、児童養護施設、乳児院等に委託可）	同左
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・マッチング・自立支援計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・マッチング・自立支援計画作成 ・養子縁組相談支援
相談員の配置	里親委託等推進員（非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2	里親相談支援員（常勤1名） 心理面からの訪問支援員（常勤1名又は非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2

※1：未委託里親へのトレーニングを実施する場合に配置

※2：マッチング・自立支援計画作成を実施する場合に配置

自立援助ホームの対象者の拡大【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

○ 改正前の法律においては、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で、支援が必要な場合でも退所することになってしまい、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

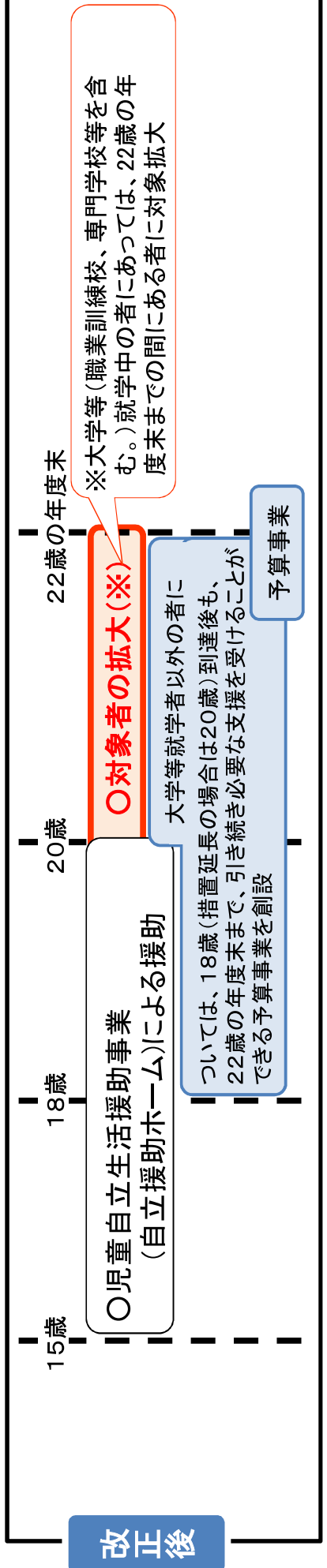
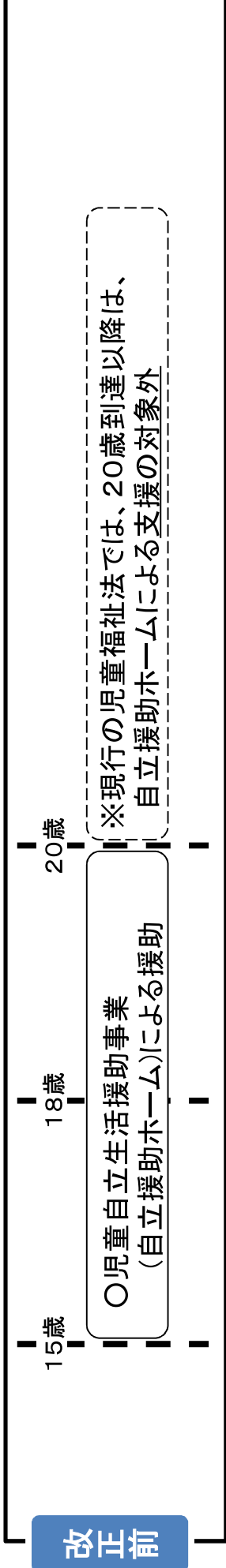
↓

20歳を超えた場合でも、必要に応じて支援を可能とする仕組みの構築が必要。

改正法による対応

○ 自立援助ホームの入居者であって大学等に就学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。

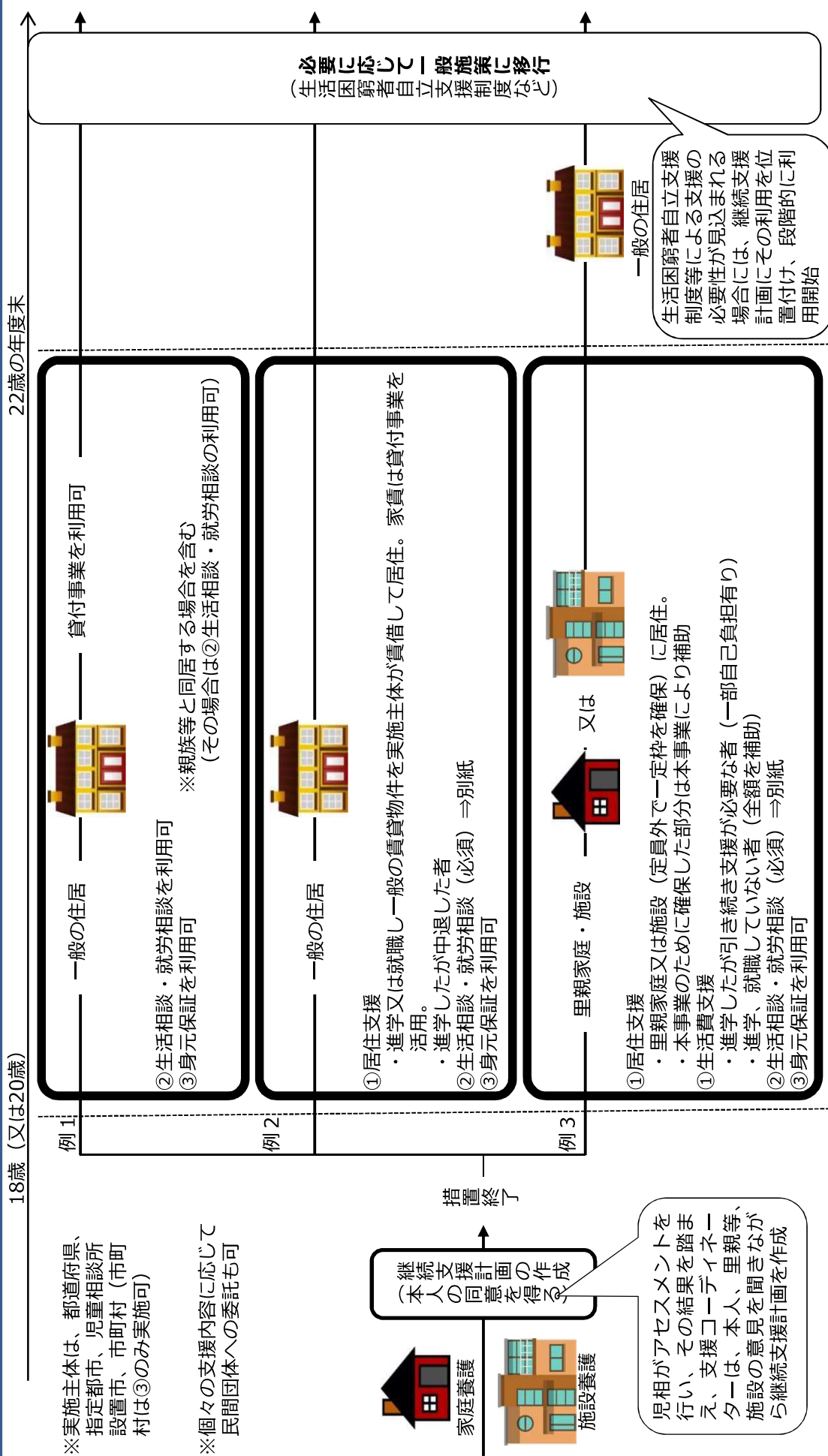
※ 入居者の支援の必要性に応じた柔軟な運用を検討。



社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

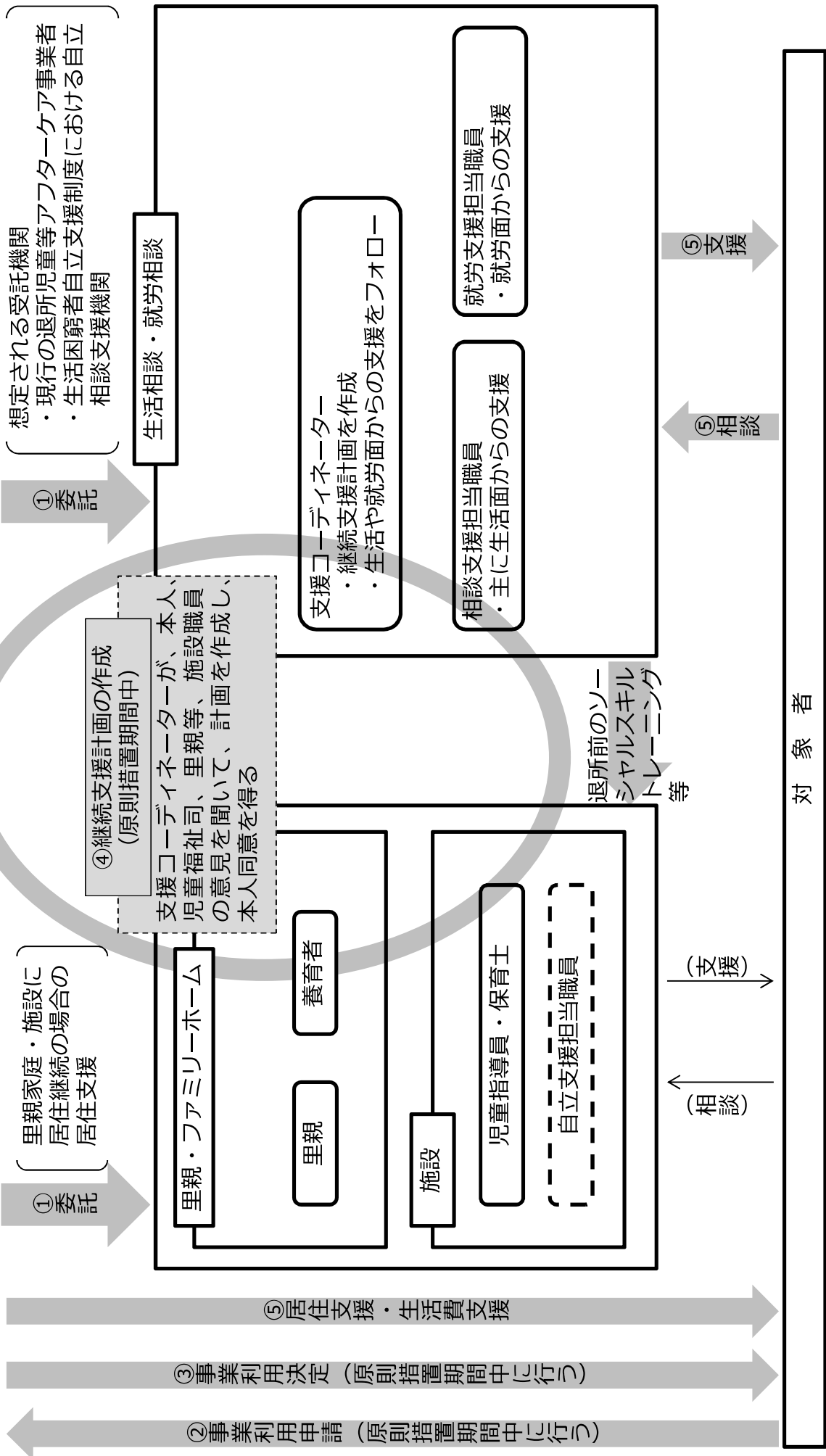
○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大
学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20
歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができ、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。



生活相談・就労相談(イメージ)

都道府県・児童相談所

担当児童福祉司

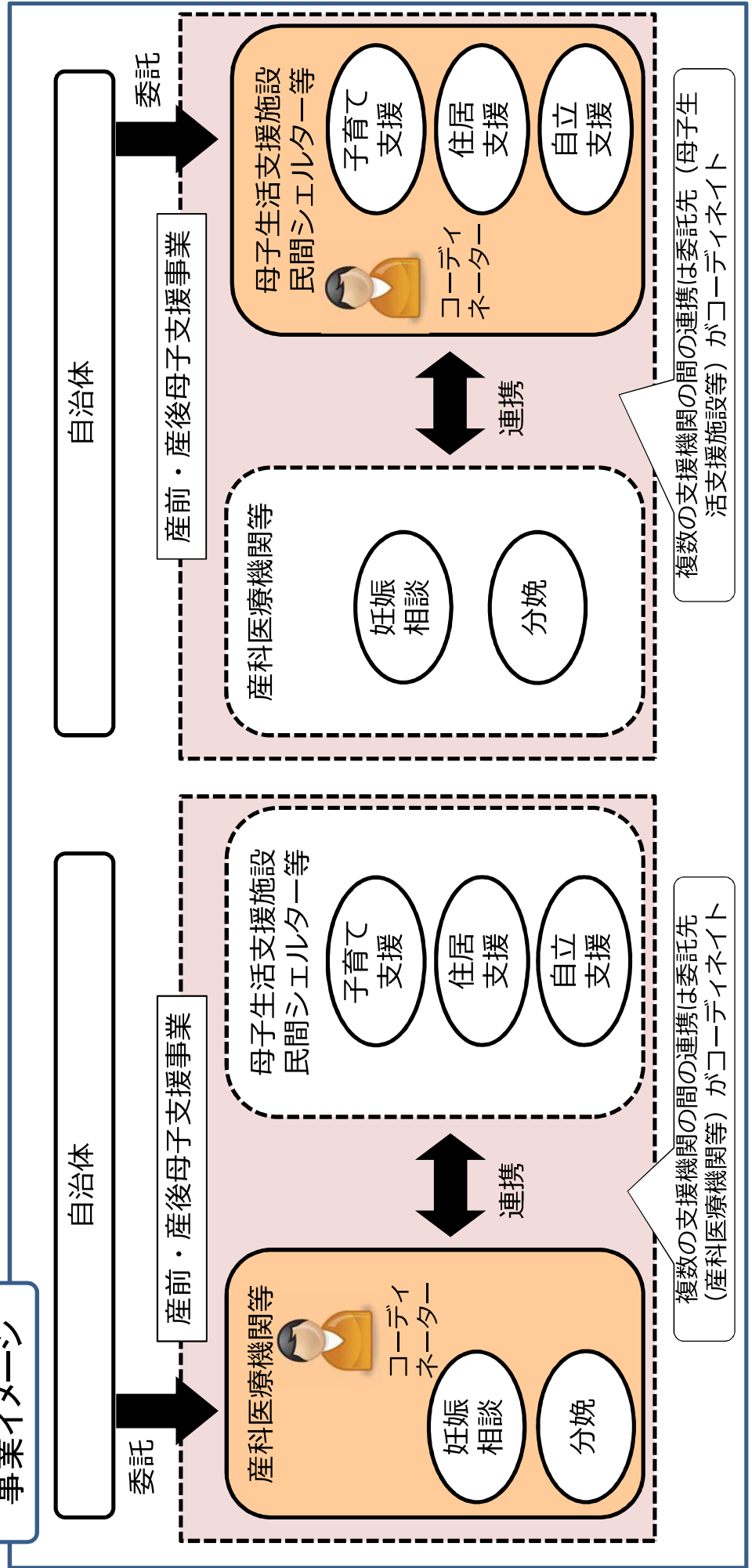


産前・産後母子支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を創設する。

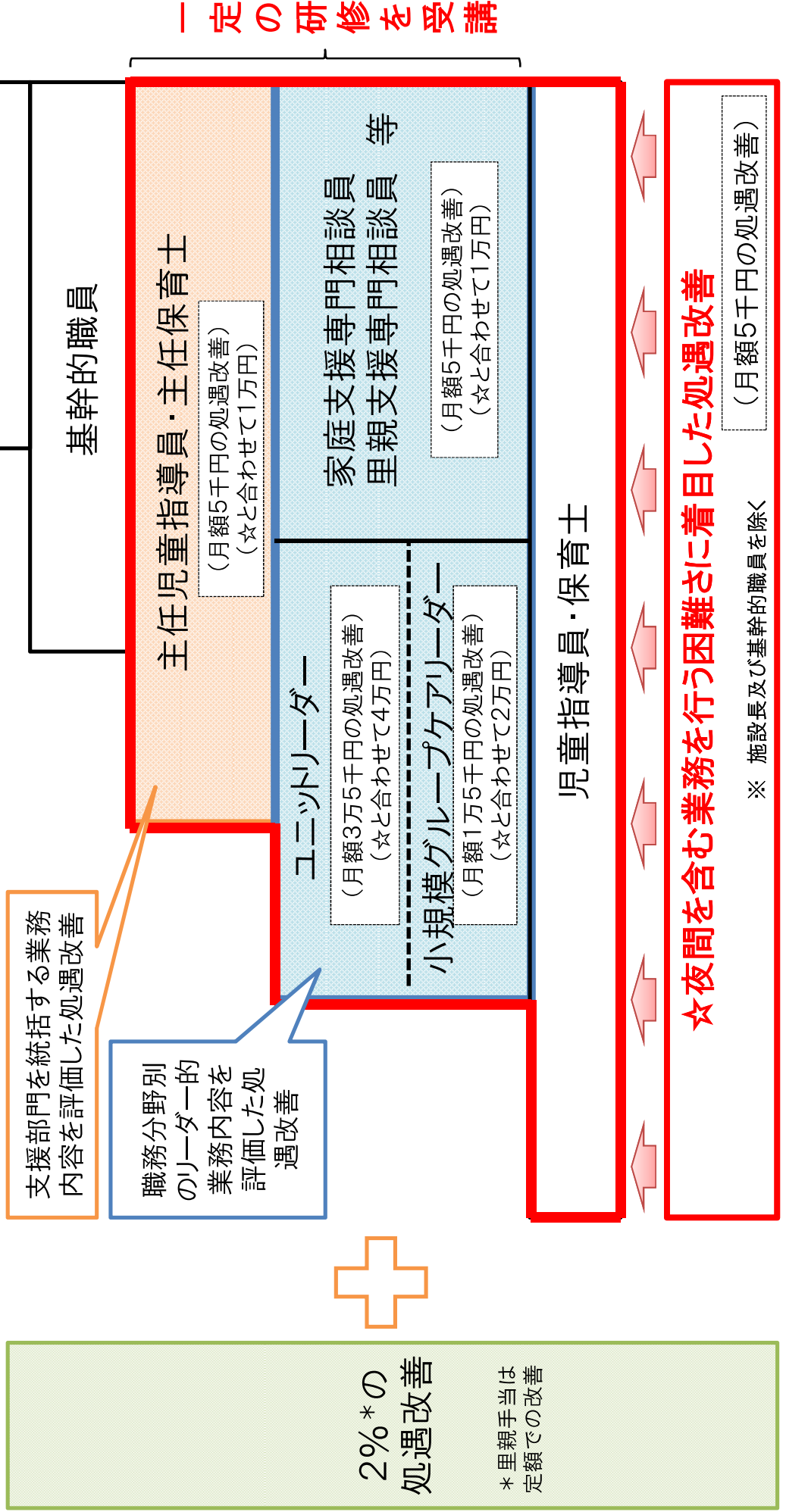
事業イメージ



民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○ 児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さを評価するとともに、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。

児童養護施設における処遇改善後のイメージ



児童養護施設職員等の処遇改善導入円滑化特別対策事業(仮称)の創設 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1 事業内容

平成29年度予算案 15,415,862千円の内数

児童養護施設等における職員の処遇改善の趣旨が広く理解され、円滑な施行を図るため、都道府県等が取り組む以下の取組に要する経費を補助する。

<想定される取組例>

- ① 申請書の印刷製本経費、審査を行う賃金職員雇上げ、その職員が使用するPC等機器の借料などの経費
- ② 都道府県等が施設を対象に実施する説明会実施経費
- ③ 都道府県等における処遇改善の実施状況の把握・課題の分析等を行うための検証及び会議開催経費
- ④ リーフレット等の作成・印刷経費、事業者への郵送経費等

2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市

3 補助率

10/10

4 基準額(29年度予算案ベース)

- ・都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1自治体当たり1,000万円
- ・中核市：中核市が所管する処遇改善実施施設1か所当たり15万円(上限1,000万円)

18歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。
※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合
H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)→H26:293人(16.3%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

- 2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針(平成2.3.5 児発133)

- (5) 在所期間の延長
 - ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に入所を継続させることができる。
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。
 - イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23.12.28 雇児発1228第2号)

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
 - ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの
 などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聞き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成15年の8.1%から、平成28年3月末には17.5%に上昇
- 少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成27年度末で287か所、委託児童1,261人。多くは里親、里親委託児童からの移行。
※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

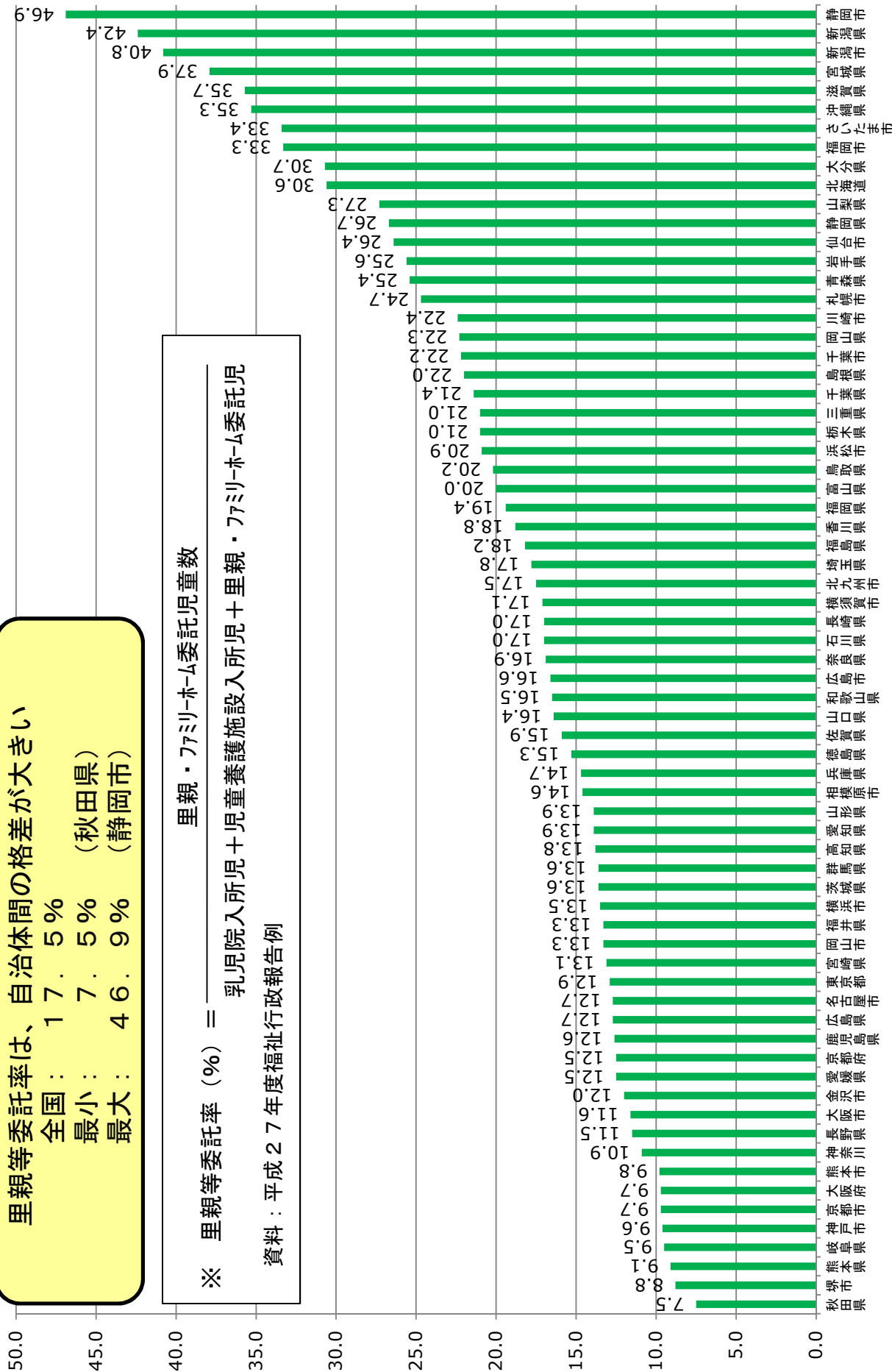
里親等委託率

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成27年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
 全国： 17.5%
 最小： 7.5%（秋田県）
 最大： 46.9%（静岡市）

※ 里親等委託率（%）＝ $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$
 資料：平成27年度福祉行政報告例



里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

○過去10年間で、静岡市が14.9%から46.9%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

	増加幅 (17→27比較)	里親等委託率	
		平成17年度末	平成27年度末
1 静岡市	32.0%増加	14.9%	46.9%
2 さいたま市	25.3%増加	8.1%	33.4%
3 福岡市	22.7%増加	10.6%	33.3%
4 大分県	21.8%増加	8.9%	30.7%
5 岡山県	16.1%増加	6.2%	22.3%
6 静岡県	15.6%増加	9.8% (浜松市分を含む)	25.4% (浜松市分を含む)
7 青森県	14.7%増加	10.7%	25.4%
8 石川県	14.5%増加	2.5%	17.0%
8 長崎県	14.5%増加	2.5%	17.0%
10 沖縄県	14.3%増加	21.0%	35.3%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい（宮城県：27.2%増（10.7%→37.9%）、岩手県15.8%増（9.8%→25.6%）、仙台市：11.4%増（15.0%→26.4%））が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

平成28年度

情緒障害児短期治療施設の施設数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数
	全 国	46
1	北海道	1
2	青森県	1
3	岩手県	1
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	1
9	栃木県	1
10	群馬県	1
11	埼玉県	1
12	千葉県	1
13	東京都	
14	神奈川県	
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	1
21	岐阜県	1
22	静岡県	1
23	愛知県	2
24	三重県	1
25	滋賀県	1
26	京都府	1
27	大阪府	4
28	兵庫県	1
29	奈良県	
30	和歌山県	1
31	鳥取県	1
32	島根県	1
33	岡山県	
34	広島県	1
35	山口県	1
36	山徳島県	
37	香川県	1
38	愛媛県	1
39	高知県	1
40	福岡県	1
41	佐賀県	
42	長崎県	1
43	熊本県	1
44	大分県	1
45	宮崎県	1
46	鹿児島県	1
47	沖縄県	
48	札幌市	1
49	仙台市	1
50	さいたま市	
51	千葉市	
52	横浜市	1
53	川崎市	1
54	相模原市	
55	新潟市	
56	静岡市	
57	浜松市	
58	名古屋市	1
59	京都市	1
60	大阪市	2
61	堺市	
62	神戸市	1
63	岡山市	1
64	広島市	1
65	北九州市	
66	福岡市	
67	熊本市	
68	横須賀市	
69	金沢市	

資料:家庭福祉課調べ[平成28年10月1日現在]

児童自立支援施設 学校教育実施（導入）状況

	自治体名	本体施設名	学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考 ※実施予定時期等
			①分校 ②分教室 ③本校 ④未実施	①分校 ②分教室 ③本校 ④未実施	
0	国立(埼玉県)	国立武蔵野学院	④未導入	②分教室	
0	国立(栃木県)	国立きぬ川学院	④未導入	②分教室	
1	北海道	北海道立向陽学院	①分校	①分校	
1	北海道	北海道立大沼学園	①分校	①分校	
1	北海道	北海道家庭学校	①分校	①分校	
2	青森県	子ども自立センターみらい	②分教室	②分教室	
3	岩手県	岩手県立杜陵学園	②分教室	①分校	
4	宮城県	さわらび学園	②分教室	②分教室	
5	秋田県	千秋学園	①分校	①分校	
6	山形県	朝日学園	①分校	①分校	
7	福島県	福島学園	④未導入	④未導入	未定
8	茨城県	茨城学園	②分教室	②分教室	
9	栃木県	那須学園	②分教室	①分校	
10	群馬県	ぐんま学園	①分校	①分校	
11	埼玉県	埼玉学園	②分教室	①分校	
12	千葉県	生実学校	②分教室	②分教室	
13	東京都	東京都立萩山実務学校	④未導入	①分校	
13	東京都	東京都立誠明学園	③本校	③本校	
14	神奈川県	おおいそ学園	①分校	①分校	
15	新潟県	新潟学園	①分校	①分校	
16	富山県	県立富山学園	①分校	①分校	
17	石川県	石川県立児童生活指導センター	①分校	①分校	
18	福井県	和敬学園	④未導入	④未導入	未定
19	山梨県	甲陽学園	①分校	①分校	
20	長野県	波田学院	②分教室	①分校	
21	岐阜県	わかあゆ学園	①分校	①分校	
22	静岡県	三方原学園	①分校	①分校	
23	愛知県	愛知学園	④未導入	④未導入	
24	三重県	三重県立国児学園	①分校	①分校	
25	滋賀県	淡海学園	②分教室	②分教室	
26	京都府	淇陽学校	②分教室	③本校	
27	大阪府	修徳学院	③本校	③本校	
27	大阪府	子どもライフサポートセンター	④未導入	④未導入	
28	兵庫県	明石学園	②分教室	②分教室	
29	奈良県	精華学院	④未導入	④未導入	H29.4
30	和歌山県	仙溪学園	②分教室	①分校	
31	鳥取県	喜多原学園	②分教室	①分校	
32	島根県	わかたけ学園	①分校	①分校	
33	岡山県	岡山県立成徳学校	②分教室	③本校	
34	広島県	広島学園	③本校	③本校	
35	山口県	山口県立育成学校	②分教室	①分校	
36	徳島県	徳島学院	②分教室	①分校	
37	香川県	斯道学園	②分教室	②分教室	
38	愛媛県	えひめ学園	②分教室	①分校	
39	高知県	希望が丘学園	①分校	①分校	
40	福岡県	福岡学園	①分校	①分校	
41	佐賀県	虹の松原学園	①分校	①分校	
42	長崎県	開成学園	①分校	①分校	
43	熊本県	清水が丘学園	②分教室	①分校	
44	大分県	二豊学園	②分教室	①分校	
45	宮崎県	みやざき学園	③本校	③本校	
46	鹿児島県	若駒学園	②分教室	①分校	
47	沖縄県	若夏学院	②分教室	①分校	
52	横浜市	横浜市向陽学園	①分校	①分校	
52	横浜市	横浜家庭学園	④未導入	④未導入	
58	名古屋市	玉野川学園	②分教室	②分教室	
60	大阪市	阿武山学園	①分校	①分校	
62	神戸市	若葉学園	②分教室	②分教室	
合計		58カ所			

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(概要)

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
- ・業務の適正な運営を確保するための規制

→ 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進

⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること

「民間あっせん機関」

許可を受けて養子縁組のあっせんに業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
- ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報取扱い

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんに業として行うことについて、(これまで)第二種社会福祉事業の届出

↓

(新法) 許可制度を導入

〔許可基準(営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等)、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。〕

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

一 相談支援

二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者

(研修の修了の義務付け等)

四 児童の父母等の同意

〔養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意(同時取得可)〕

五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育

六 縁組成立前養育

七 養子縁組の成否等の確認

八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

九 都道府県知事への報告(あっせんの各段階における報告義務)

十 養子縁組の成立後の支援、

十一 養親希望者等への情報の提供

十二 秘密を守る義務等、

十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

一 (厚生労働大臣が定める) 指針

二 (都道府県知事から民間あっせん機関に対する) 指導及び

助言、報告及び検査

三 (国・地方公共団体による) 養子縁組のあっせんに係る制度

の周知

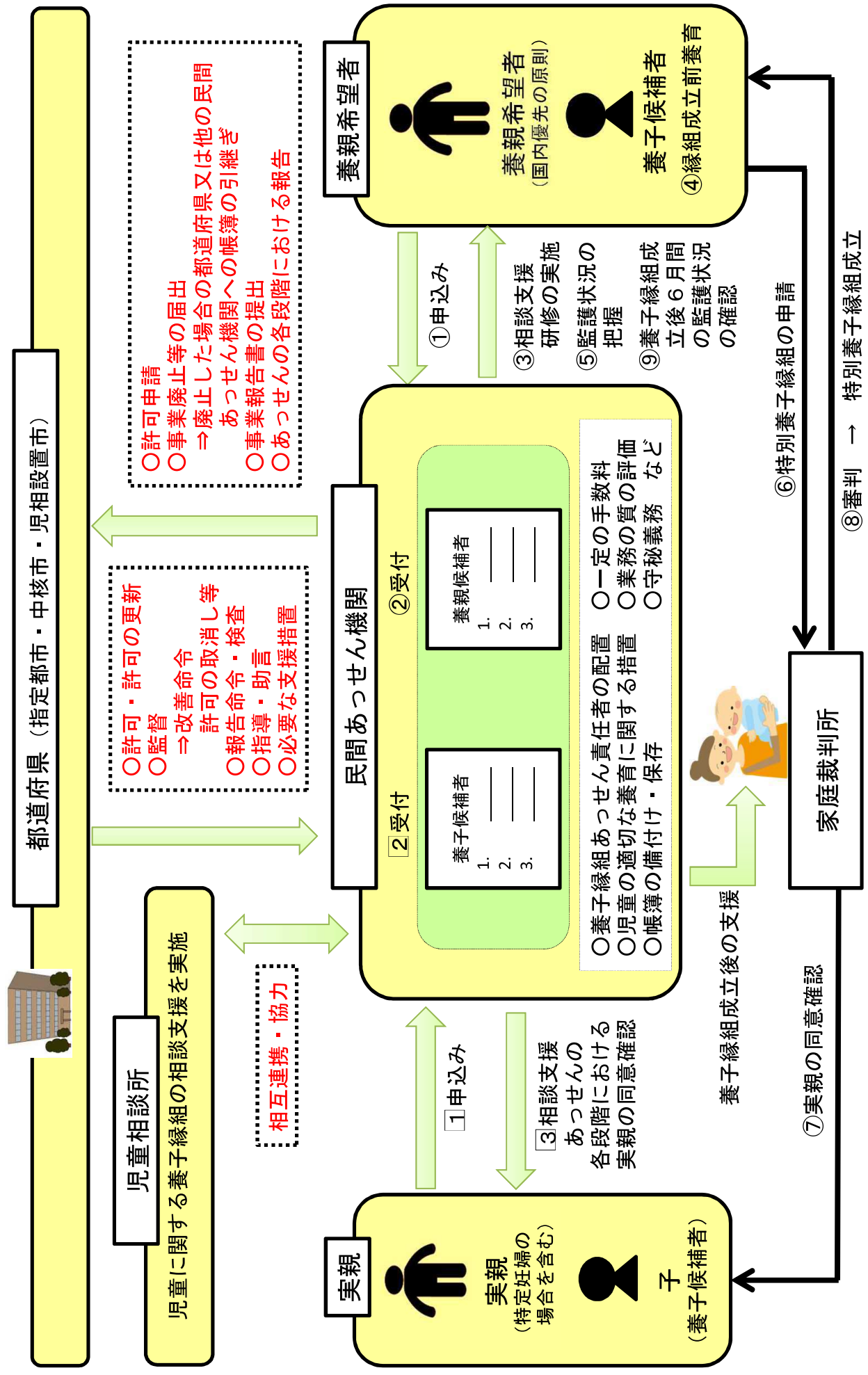
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日(原則公布の日から2年以内)、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み (大まかなイメージ)



養子縁組あっせん事業者一覧（平成28年10月1日現在）

※第2種社会福祉事業の届出のあるもの

家庭福祉課調べ

	所管(所在) 都道府県市名	事業者名	運営主体	(所在地自治体) 事業開始年度
1	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと	NPO法人	平成24年度
2	埼玉県	医療法人 きずな会	医療法人	平成元年度
3	埼玉県	命をつなぐゆりかご	一般社団法人	平成24年度
4	東京都	特定非営利活動法人 環の会	NPO法人	平成3年度
5	東京都	日本国際社会事業団	社会福祉法人	昭和27年度
6	東京都	末日聖徒イエス・キリスト教会	宗教法人	平成3年度
7	東京都	ベビーライフ	一般社団法人	平成21年度
8	東京都	ベアホープ	一般社団法人	平成26年度
9	東京都	アクロスジャパン	一般社団法人	平成27年度
10	東京都	フローレンス	NPO法人	平成28年度
11	滋賀県	神野レディスクリニック	医療法人社団	平成25年度
12	和歌山県	NPO養子縁組支援協会 STORK SUPPORT	NPO法人	平成27年度
13	山口県	田中病院	医療法人社団	平成25年度
14	仙台市	ジャパンライヴアダプション	任意団体	平成20年度
15	横浜市	YIAA (Yokohama International Adoption Association)	個人	平成25年度
16	静岡市	愛の決心	個人	平成2年度
17	大阪市	家庭養護促進協会[大阪事務所]	公益社団法人	昭和36年度
18	大阪市	NPO法人全国おやこ福祉支援センター	NPO法人	平成26年度
19	神戸市	家庭養護促進協会[神戸事務所]	公益社団法人	昭和36年度
20	岡山市	岡山県ベビー救済協会	任意団体	平成4年度
21	広島市	河野 美代子	個人	平成27年度
22	熊本市	福田病院	医療法人社団	平成25年度
23	旭川市	医療法人社団弘和会 森産婦人科病院	医療法人	平成27年度

平成29年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

＜児童自立支援施設職員研修＞

武蔵野:国立武蔵野学院
きぬ川:国立きぬ川学院

研修種別「テーマ」		対象者	研修目的	期 間	会 場	募集人数	申込〆切
1	新任施設長研修 ※前後期とも必修	H27.4月以降に着任した施設長(着任予定の者)	新任施設長として児童自立支援施設運営上必要な知識と技術を学ぶ義務研修	前期 H29. 5.17～ 5.19	武蔵野	20名	4/17 (月) 必着
				OJT H29. 5.20～ 9.24	各職場		
				後期 H29. 9.25～ 9.27	きぬ川		
2	スーパーバイザー研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者	児童自立支援施設の機能充実のために必要なケアマネジメント・スーパービジョンを学ぶ研修	H29. 5.30～ 6. 2	武蔵野	30名	4/17 (月) 必着
3-1	中堅職員研修 コースⅠ 「施設と学校の連携」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修 コースⅢについては寮舎実習を含む	H29. 7.18～ 7.21	武蔵野	30名	6/5 (月) 必着
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「性加害の理解と支援」			H30. 1.23～ 1.26	武蔵野	30名	
3-3	中堅職員研修 コースⅢ 「性的被害の理解と支援」			H29. 9.11～ 9.15	きぬ川	12名程度	
3-4	中堅職員研修 短期実習コース			① H29.11. 6～11.10 ② H29.12.11～12.15	武蔵野 きぬ川	8名程度 12名程度	
4-1	新任職員研修 ※前後期とも必修	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	新任職員として児童自立支援施設における基本的な知識と技術を学ぶ基礎研修(講義と演習を組み合わせた研修)	前期 H29. 6. 7～ 6. 9	武蔵野	30名	4/17 (月) 必着
				OJT H29. 6.10～12.11	各職場		
				後期 H29.12.12～12.14	武蔵野		
4-2	新任職員研修 短期実習コース	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	基本的な子どもの理解と支援の方法を学ぶ基礎研修(講義と寮舎実習を組み合わせたコース)	① H29. 6.12～ 6.16	武蔵野	各回 8名程度	4/17 (月) 必着
				② H29. 6.26～ 6.30			
				③ H29. 7. 3～ 7. 7			
				④ H29. 5.22～ 5.26	きぬ川	各回 12名程度	
				⑤ H29. 6.19～ 6.23			
4-3	新任職員研修 長期実習コース	児童自立支援施設の機能をより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎研修(寮舎実習を中心としたコース)	① 8月上旬～8月下旬	武蔵野	若干名	(希望で調整)	
			② 8月中旬～9月下旬	きぬ川			

＜児童相談所職員等研修＞

1	児童相談所一時保護所指導者研修	児童福祉領域での勤務経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者	指導者として必要な知識や支援技術を学ぶ研修	① H30. 1. 31～ 2. 2 ② H30. 2. 14～ 2.16	武蔵野	各回 30名	10/23 (月) 必着
2	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	里親委託の推進や里親支援等について学ぶ研修	H30. 1.10～ 1.12	武蔵野	30名	10/23 (月) 必着
3	児童自立支援施設現場研修	児童相談所での勤務経験が5年未満の者	児童自立支援施設で実践している支援について学ぶ研修(講義と寮舎実習を組み合わせた研修)	H29.10.16～10.20	武蔵野	8名程度	8/8 (火) 必着

＜研修指導者養成研修＞※1

1	Fコース 「施設の小規模化及び家庭的養護の推進とその充実」	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修	H29. 9.13～ 9.15	武蔵野	各回 30名	6/5 (月) 必着
2	Gコース 「子どもの性に関する問題への理解とその対応」			H29.11.29～12. 1			
3	Hコース 「子どもの育ちをつなぐ支援」			H29. 8.30～ 9. 1			

※1:研修指導者養成研修A～Hコースのうち、3コースを順次実施する

ひとり親家庭等自立支援関係の平成29年度予算案 (厚生労働省関係)

3,588億円 (3,338億円)

支援につながる

- 母子家庭等対策総合支援事業 114億円の内数
 - ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進
- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 77百万円
- 配偶者からの暴力(DV)防止など、婦人保護事業の推進 177億円の内数
- 母子家庭等自立支援対策費 3百万円
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施 9百万円
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円

生活を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 114億円の内数
 - ・子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- 児童扶養手当の支給 1,784億円
- 養育費相談支援センター事業 56百万円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 36億円

学びを応援

- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 35億円の内数
- 母子家庭等対策総合支援事業 114億円の内数
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
 - ・ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施(親の学び直し支援)

仕事を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 114億円の内数
 - ・高等職業訓練促進給付金の支給
 - ・自立支援教育訓練給付金の充実
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業(再掲)
 - ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 66億円の内数
- マザーズハローワーク事業の推進【拡充】 33億円の内数
- トライアル雇用奨励金の活用 38億円の内数
- 特定求職者雇用開発助成金の活用 748億円の内数
- キャリアアップ助成金の活用【拡充】 501億円の内数
- 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施 36億円の内数
 - ・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
 - ・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
 - ・雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施
- 公共職業訓練におけるe-ラーニングコースの新設【新規】 43百万円の内数

住まいを応援

- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 17億円の内数

(参考)「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」
※内閣府HP

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>

自立支援教育訓練給付金の充実にについて

現状

	一般教育訓練給付（雇用特会）	自立支援教育訓練給付金（一般会計）
対象者	次のいずれかに該当する者 ① 教育訓練を開始した日に被保険者である者 ② 教育訓練を開始した日が被保険者でなくなつてから1年以内にある者	次のいずれにも該当する母子家庭等の母又は父 ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること ② <u>雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと</u> ③ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること
支給内容	指定する教育訓練を受け、修了した場合、それまでの通算被保険者期間が3年以上（初めて1年以上）のときに、 <u>訓練に要した費用の2割相当額（上限10万円）</u> 。	<u>対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）</u> 。 （ただし、6割相当額が12,000円を超えない場合は支給しない。）
支給窓口	ハローワーク	都道府県、市（特別区含む）、福祉事務所設置町村

課題

○ 平成28年度予算においては、特に支援が必要な自立支援教育訓練給付金の受給対象者（雇用保険の受給資格なし）のスキルアップを支援するため、同給付金の拡充を行ったが、同給付金の対象者以外にも、パート・アルバイトで在職中又は離職後1年以内で失業中のひとり親など、同様の支援が必要な者が存在

平成29年度予算

○ 雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付（費用の2割：上限10万円）の支給を受けるひとり親に対しても、費用の6割（上限20万円）との差額を自立支援教育訓練給付金から上乘せして支給する。

自立支援教育訓練給付金の充実

平成29年
4月～

<p>新規</p> <p>自立支援教育訓練給付金</p> <p>差額 〔 6割(上限20万円)との差額 〕</p>	自立支援教育訓練給付金
	6割 (上限20万円)
雇用保険による一般教育訓練給付	雇用保険の一般教育訓練給付の受給資格のないひとり親
2割 (上限10万円)	

雇用保険の一般教育訓練給付の受給資格のあるひとり親

児童扶養手当制度の概要

<p>1. 目的 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）</p>
<p>2. 支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。</p>
<p>3. 支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。</p>
<p>4. 手当月額（平成29年4月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人の場合 <ul style="list-style-type: none"> 全部支給：42,290円 一部支給：42,280円から9,980円まで ・児童2人以上の加算額〔2人目〕 <ul style="list-style-type: none"> 全部支給：9,990円 一部支給：9,980円から5,000円まで 〔3人目以降1人につき〕 <ul style="list-style-type: none"> 全部支給：5,990円 一部支給：5,980円から3,000円まで
<p>5. 所得制限限度額（収入ベース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人：全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円 ・扶養義務者(6人世帯)：610.0万円
<p>6. 受給状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月末現在の受給者数 1,037,645人（母：971,591人、父：60,928人、養育者：5,126人）
<p>7. 予算額（国庫負担分） [29年度予算案] 1,783.9億円</p>
<p>8. 手当の支給主体及び費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

平成29年度婦人保護事業関係予算案の概要

平成28年度予算額 → 平成29年度予算案
 96億円の内数 → 177億円の内数

1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金） 177百万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援 23億円

婦人保護事業費負担金
 婦人保護事業費補助金

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

新たに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給する。【新規】

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充する。※(現行)最大2名まで配置可能→最大3名まで配置可能【拡充】

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○**婦人保護施設入所者の地域生活移行支援**

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○**婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の創設**

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

154億円の内数

○**婦人相談員活動強化事業**

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度においては、月額最大149,300円(現行106,800円)に見直しを図る。
【拡充】

4 DV対策等の機能強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

154億円の内数

○**DV被害女性保護支援ネットワーク事業**

DV被害者の保護支援については、様々な関係機関の連携が必要であることから、婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○**婦人相談所等職員への専門研修事業**

婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数の増加(年1回→年3回)を図る。**【拡充】**

○**休日夜間電話相談事業**

婦人相談所に電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○**専門通訳者養成研修事業**

DV等に関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○**法的対応機能強化事業**

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

5 DV被害者等自立生活援助モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

154億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

雇 児 発 0714 第 1 号
平成 28 年 7 月 14 日

各

都道府県知事
指定都市市長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 126 号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、平成 28 年 8 月 1 日から施行されることとなったところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村及び福祉事務所に対する周知方をお願いする。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 改正省令の内容

1 児童扶養手当認定請求書の見直し

児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号。以下「規則」という。）第 1 条に基づく児童扶養手当認定請求書（様式第 1 号）について、養育費の取決めの有無について確認する項目を設けることとする。

養育費の取決めをしていないなど養育費の確保支援を必要としているひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員との連携を図る等により、相談支援につなげる等適切な対応をとること。

※ なお、本改正により、養育費の取決めをしていることが、児童扶養手当の支給要件となるものではないことを申し添える。

2 その他所要の改正

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）の施行に伴い、規則について所要の規定の整備を行うため、平成 28 年 2 月 25 日に、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 25 号）を公布したが、当該省令で改正した規則の様式の一部に誤りがあったため、所要の改正を行うこととする。

第2 施行期日

平成28年8月1日

第3 経過措置

改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

雇児福発0616第1号
平成28年6月16日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童扶養手当の現況届等について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ひとり親家庭支援については、昨年12月21日に子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭への総合的な支援の充実策をまとめた「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」（以下「プロジェクト」という。）を策定したところです。

プロジェクトにおいては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することを盛り込んでいます。

また、毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制（集中相談体制）を構築することにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローしていくことを盛り込んでいます。

については、プロジェクトを踏まえ、ひとり親家庭の支援の充実につなげていただくよう、次の事項に十分留意の上、児童扶養手当支給事務の適切な執行をお願いするとともに、管内市町村に周知方お願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1. 児童扶養手当の現況届については、現在においても特段の事情（※）がない場合には対面による手続きを行っていただいているところですが、現況届時の集中相談期間の設定の趣旨も踏まえ、対面による手続きのより一層の徹底をお願いします。

※ 受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合

2. プロジェクトにおいては、児童扶養手当の多子加算の拡充に併せて、不正受給防止対策の取組を行うこととされています。このため、「児童扶養手当事務処理マニュアル（平成22年8月）」により示している第4章その他留意事項の「XI. 適正受給」及び参考資料の「児童扶養手当の適正受給のための取組について」を引き続き参考にいただき、新規認定や現況届時などの書類の確認については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施することについて、一層の徹底をお願いします。

なお、不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を一人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、児童扶養手当の受給に伴う確認等の手続きが過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。

雇児福発0801第2号
平成28年8月1日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

「児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について」（平成20年3月31日雇児福発第0331001号）の一部改正等の留意事項について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ひとり親家庭支援について昨年12月21日に子どもの貧困対策会議において策定した「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」においては、児童扶養手当について、多子加算の拡充に併せて、自立のための活動促進の取組を行うこととされています。これを受け、今般、標記通知の一部改正により、児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合等の一部支給停止措置に係る適用除外事由のうち、受給資格者が求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合に該当することの確認方法を改めることにしました。

具体的には、受給者が求職活動支援機関等の利用状況を証明するに当たり、公共職業安定所等への求職登録等が有効であることに加え、実際に行った求職活動の年月日を2つ以上記入していただくこととしました。

この取組は、適用除外の要件を従来より厳しくするものではなく、受給者の自立のための支援に確実に繋げていただくことを趣旨としておりますので、最大限のご尽力をお願いします。

なお、この取組は、受給者への周知期間等を考慮し、本年8月からの適用ではなく、平成29年8月の現況届に併せて届出を行う受給者からの適用となりますのでご留意の程お願いします。

また、一部支給停止措置の事務を行うに当たっては、引き続き、下記の事項に十分留意の上、適切な執行をお願いします。

この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 本来手当の全額を受給できる者が支給を停止されることのないよう、一部支給停止適用除外となる事由の証明に必要となる書類は、雇用主等が受給資格者を雇用していることを証明した書類だけではなく、健康保険証の写しや賃金支払明細書の写しなど、受給資格者が雇用されていることが確認できる書類であればよいことなど、受給者資格者に対して、一部支給適用除外となる事由や必要な届出等についての丁寧な説明を行うこと。
- 2 手当の受給要件を満たす者の受給漏れが生じないよう、窓口のワンストップサービス及びアウトリーチの強化等の取組を行うこと。
- 3 今般の多子加算の拡充により、すでに一部支給停止となっている受給者の支給停止額が支給停止上限額を超えることが想定されるが、以下の点に十分留意の上、適切な執行を行うこと。（（注）の具体例を参照されたい。）
 - ① 一部支給停止は、5年等満了月の翌月から適用されること。
 - ② ただし、支給停止となる手当の額は、5年等満了月の翌月に支払うべき額（所得制限により手当の全部又は一部が支給停止されている場合は、所得制限により支給停止される前の額）の2分の1を超えないこと。
 - ③ 全部又は一部支給停止が行われている場合には、当該支給停止後の額に2分の1を乗じて得た額となること。

（注）具体例

例1：全部支給の場合

- 子どもを3人有するひとり親家庭への児童扶養手当額は、本年6月時点で50,330円（42,330円+5,000円+3,000円）。
- 本年6月時点で、受給期間が5年等満了となり一部支給停止される場合、支給停止の上限額は50,330円の2分の1の25,160円。
- これは、本年8月以降、多子加算の拡充により、支給停止されない場合の額が58,330円（42,330円+10,000円+6,000円）となっても、支給停止の上限額は25,160円のままで変更はない。（58,330円の2分の1の29,160円ではない。）

例2：所得制限による一部支給の場合

- 子どもを3人有するひとり親家庭への児童扶養手当額は、本年6月時点で30,000円（22,000円+5,000円+3,000円）。
- 本年6月時点で、受給期間が5年等満了となり一部支給停止される場合、支給停止の上限額は50,330円の2分の1の25,160円。
- 本年8月以降、多子加算の拡充により、手当額が32,960円（22,000円+6,850円+4,110円）となった場合、32,960円の2分の1の額は16,480円であり、上限額の25,160円よりも低いことから、支給停止される額は、16,480円となる。

事務連絡
平成27年6月29日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等の円滑な貸付の実施について

平素はひとり親家庭等への支援につきまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金貸付金（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。）の修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭の児童等の進学を容易にする観点から設けられておりますが、これらの資金の貸付については、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮しているといった指摘があります。

つきましては、各都道府県等におかれましては、これらの資金の貸付につきまして、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭
福祉課母子家庭等自立支援室

生活支援係

電話：03-5253-1111（内線 7892）

平成27年度福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成27年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	30.4	7.7	79.7
2 青森県	51.1	8.5	90.2
3 岩手県	58.1	14.1	89.1
4 宮城県	43.4	15.8	82.8
5 秋田県	55.3	9.0	91.9
6 山形県	48.8	13.8	88.9
7 福島県	49.9	12.7	87.9
8 茨城県	47.4	8.8	94.0
9 栃木県	41.2	10.6	81.7
10 群馬県	45.0	9.9	90.2
11 埼玉県	56.7	10.3	87.1
12 千葉県	41.0	9.2	86.2
13 東京都	27.1	8.9	70.7
14 神奈川県	25.4	6.9	76.0
15 新潟県	59.7	7.7	92.8
16 富山県	45.5	6.5	91.1
17 石川県	47.3	6.0	88.1
18 福井県	37.6	2.9	92.5
19 山梨県	37.3	8.9	91.5
20 長野県	48.0	9.1	90.4
21 岐阜県	70.8	21.3	91.6
22 静岡県	51.7	6.4	89.4
23 愛知県	48.6	10.2	92.1
24 三重県	41.7	9.7	87.6
25 滋賀県	77.0	21.7	94.3
26 京都府	54.2	9.8	91.1
27 大阪府	57.5	12.9	91.4
28 兵庫県	60.7	14.5	93.0
29 奈良県	46.6	9.2	89.0
30 和歌山県	77.0	7.0	98.1
31 鳥取県	60.6	15.8	90.7
32 島根県	44.2	8.3	87.4
33 岡山県	61.9	25.9	91.5
34 広島県	62.6	10.5	92.6
35 山口県	32.1	8.3	86.7
36 徳島県	36.0	6.5	86.6
37 香川県	68.1	12.9	94.2
38 愛媛県	41.2	5.3	88.3
39 高知県	71.2	17.1	95.9
40 福岡県	37.7	11.2	87.5
41 佐賀県	34.2	12.6	90.5
42 長崎県	48.6	13.6	86.5
43 熊本県	67.1	19.3	89.7
44 大分県	40.6	9.9	84.5
45 宮崎県	47.5	12.5	90.3
46 鹿児島県	40.4	12.4	89.2
47 沖縄県	45.7	18.9	90.5
都道府県計			

【指定都市、中核市】

区分	平成27年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	21.7	7.2	71.8
49 仙台市	22.2	4.1	82.1
50 さいたま市	51.3	7.6	89.9
51 千葉市	45.0	11.8	84.5
52 横浜市	25.9	7.3	79.9
53 川崎市	21.6	6.5	78.6
54 相模原市	32.2	12.5	76.5
55 新潟市	52.0	15.6	84.7
56 静岡市	38.7	3.4	82.3
57 浜松市	70.6	17.0	93.2
58 名古屋市	56.1	12.0	88.4
59 京都市	20.3	6.0	74.9
60 大阪市	27.9	7.6	83.8
61 堺市	41.4	8.4	84.4
62 神戸市	34.3	9.4	88.7
63 岡山市	33.0	6.7	84.7
64 広島市	41.0	7.0	85.0
65 北九州市	37.8	7.3	87.7
66 福岡市	14.1	3.2	81.8
67 熊本市	42.3	10.4	85.8
指定都市計			
68 旭川市	23.0	3.7	75.3
69 函館市	24.4	8.4	76.2
70 青森市	61.8	11.3	89.8
71 盛岡市	32.5	8.8	66.5
72 秋田市	54.7	14.1	90.4
73 郡山市	35.0	9.9	87.8
74 いわき市	45.5	11.7	80.3
75 宇都宮市	35.3	7.4	83.8
76 前橋市	47.5	14.9	86.4
77 高崎市	58.9	10.4	93.6
78 川崎市	80.1	15.2	93.6
79 越谷市	67.4	14.6	87.9
80 船橋市	50.0	12.6	87.2
81 柏市	72.0	32.1	96.1
82 八王子市	42.7	13.7	91.7
83 横須賀市	24.6	6.9	73.4
84 富山市	63.7	14.3	97.8
85 金沢市	46.7	10.9	91.3
86 長野市	29.9	6.2	79.9
87 岐阜市	46.1	9.0	88.9
88 豊橋市	62.3	6.0	95.3
89 岡崎市	63.4	13.1	96.8
90 豊田市	73.3	28.7	96.9
91 大津市	63.8	8.5	89.8
92 高槻市	46.3	8.1	92.5
93 東大阪市	36.8	5.6	86.7
94 豊中市	63.7	22.7	96.1
95 枚方市	33.4	4.9	88.0
96 姫路市	51.3	10.0	92.6
97 西宮市	32.7	9.7	82.2
98 尼崎市	37.3	6.7	90.0
99 奈良市	31.3	10.3	84.8
100 和歌山市	44.3	9.6	82.5
101 倉敷市	60.8	17.7	88.6
102 福山市	54.3	14.5	94.8
103 下関市	31.7	6.9	90.4
104 高松市	46.3	10.5	94.0
105 松山市	51.3	11.4	86.4
106 高知市	44.9	8.8	85.8
107 久留米市	28.9	7.2	73.5
108 長崎市	46.0	13.9	85.7
109 大分市	31.3	7.7	81.5
110 宮崎市	28.5	10.8	94.3
111 鹿児島市	13.7	5.3	75.0
112 那覇市	28.9	6.6	79.6
中核市計			
合計			

平成27年度福祉資金貸付金の償還率について

① 父子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成27年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	-	-	-
2 青森県	33.3	0.0	33.3
3 岩手県	100.0	0.0	100.0
4 宮城県	100.0	0.0	100.0
5 秋田県	100.0	0.0	100.0
6 山形県	-	-	-
7 福島県	-	-	-
8 茨城県	100.0	0.0	100.0
9 栃木県	100.0	0.0	100.0
10 群馬県	-	-	-
11 埼玉県	-	-	-
12 千葉県	-	-	-
13 東京都	89.9	0.0	89.9
14 神奈川県	-	-	-
15 新潟県	-	-	-
16 富山県	100.0	0.0	100.0
17 石川県	-	-	-
18 福井県	-	-	-
19 山梨県	-	-	-
20 長野県	-	-	-
21 岐阜県	-	-	-
22 静岡県	-	-	-
23 愛知県	-	-	-
24 三重県	-	-	-
25 滋賀県	-	-	-
26 京都府	-	-	-
27 大阪府	-	-	-
28 兵庫県	100.0	0.0	100.0
29 奈良県	-	-	-
30 和歌山県	-	-	-
31 鳥取県	-	-	-
32 島根県	-	-	-
33 岡山県	100.0	0.0	100.0
34 広島県	-	-	-
35 山口県	-	-	-
36 徳島県	-	-	-
37 香川県	-	-	-
38 愛媛県	-	-	-
39 高知県	-	-	-
40 福岡県	-	-	-
41 佐賀県	-	-	-
42 長崎県	100.0	0.0	100.0
43 熊本県	100.0	0.0	100.0
44 大分県	-	-	-
45 宮崎県	93.6	0.0	93.6
46 鹿児島県	-	-	-
47 沖縄県	-	-	-
都道府県計			

【指定都市、中核市】

区分	平成27年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	100.0	0.0	100.0
49 仙台市	100.0	0.0	100.0
50 さいたま市	-	-	-
51 千葉市	40.0	0.0	40.0
52 横浜市	-	-	-
53 川崎市	-	-	-
54 相模原市	100.0	0.0	100.0
55 新潟市	-	-	-
56 静岡市	-	-	-
57 浜松市	-	-	-
58 名古屋市	95.0	0.0	95.0
59 京都市	-	-	-
60 大阪市	-	-	-
61 堺市	-	-	-
62 神戸市	-	-	-
63 岡山市	100.0	0.0	100.0
64 広島市	100.0	0.0	100.0
65 北九州市	100.0	0.0	100.0
66 福岡市	-	-	-
67 熊本市	-	-	-
指定都市計			
68 旭川市	-	-	-
69 函館市	-	-	-
70 青森市	-	-	-
71 盛岡市	-	-	-
72 秋田市	100.0	0.0	100.0
73 郡山市	-	-	-
74 いわき市	-	-	-
75 宇都宮市	79.1	0.0	79.1
76 前橋市	-	-	-
77 高崎市	-	-	-
78 川崎市	100.0	0.0	100.0
79 越谷市	-	-	-
80 船橋市	-	-	-
81 柏市	-	-	-
82 八王子市	-	-	-
83 横須賀市	-	-	-
84 富山市	-	-	-
85 金沢市	-	-	-
86 長野市	-	-	-
87 岐阜市	-	-	-
88 豊橋市	-	-	-
89 岡崎市	100.0	0.0	100.0
90 豊田市	-	-	-
91 大津市	-	-	-
92 高槻市	-	-	-
93 東大阪市	-	-	-
94 豊中市	-	-	-
95 枚方市	-	-	-
96 姫路市	-	-	-
97 西宮市	-	-	-
98 尼崎市	-	-	-
99 奈良市	-	-	-
100 和歌山市	-	-	-
101 倉敷市	100.0	0.0	100.0
102 福山市	-	-	-
103 下関市	-	-	-
104 高松市	-	-	-
105 松山市	-	-	-
106 高知市	-	-	-
107 久留米市	-	-	-
108 長崎市	-	-	-
109 大分市	-	-	-
110 宮崎市	-	-	-
111 鹿児島市	-	-	-
112 那覇市	100.0	0.0	100.0
中核市計			
合計			

平成27年度福祉資金貸付金の償還率について

① 寡婦福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成27年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	35.2	9.3	82.4
2 青森県	43.4	2.9	96.4
3 岩手県	50.7	7.0	91.0
4 宮城県	43.1	13.0	85.3
5 秋田県	43.3	6.9	90.4
6 山形県	64.9	17.6	95.6
7 福島県	37.3	9.9	82.4
8 茨城県	66.0	25.0	98.1
9 栃木県	28.9	9.9	81.9
10 群馬県	37.7	9.0	90.3
11 埼玉県	53.4	18.3	83.0
12 千葉県	44.4	21.0	91.3
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	22.5	9.0	62.3
15 新潟県	46.8	2.3	99.8
16 富山県	39.6	6.0	97.6
17 石川県	39.6	13.6	94.4
18 福井県	56.0	16.2	100.0
19 山梨県	22.2	7.4	95.1
20 長野県	40.0	11.1	89.8
21 岐阜県	58.3	21.5	91.4
22 静岡県	47.2	4.5	88.1
23 愛知県	59.5	21.4	91.5
24 三重県	38.7	8.8	84.8
25 滋賀県	84.5	20.0	96.4
26 京都府	40.9	7.0	94.2
27 大阪府	61.6	9.9	92.9
28 兵庫県	40.9	7.3	95.7
29 奈良県	27.9	3.4	91.9
30 和歌山県	59.1	16.8	91.5
31 鳥取県	48.4	13.6	90.6
32 島根県	39.0	9.4	88.4
33 岡山県	58.6	35.6	95.1
34 広島県	55.7	8.6	96.8
35 山口県	16.5	5.0	89.7
36 徳島県	26.9	9.7	84.6
37 香川県	30.9	8.4	93.7
38 愛媛県	22.2	4.3	84.6
39 高知県	65.8	36.5	93.8
40 福岡県	39.5	7.7	94.5
41 佐賀県	25.0	7.1	86.4
42 長崎県	29.0	3.7	98.1
43 熊本県	91.8	21.0	100.0
44 大分県	29.9	8.3	82.1
45 宮崎県	42.7	7.6	95.8
46 鹿児島県	34.5	8.6	95.8
47 沖縄県	44.0	12.5	90.9
都道府県計			

【指定都市、中核市】

区分	平成27年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	23.9	4.6	82.1
49 仙台市	23.2	12.1	76.8
50 さいたま市	84.6	9.5	97.9
51 千葉市	50.6	11.4	91.4
52 横浜市	25.0	5.5	85.4
53 川崎市	13.6	3.0	83.6
54 相模原市	39.3	15.0	94.4
55 新潟市	74.5	6.6	98.4
56 静岡市	43.8	3.0	82.6
57 浜松市	71.1	18.8	96.5
58 名古屋市	66.2	9.3	94.0
59 京都市	23.2	8.7	79.7
60 大阪市	29.5	7.6	93.7
61 堺市	45.4	7.5	89.4
62 神戸市	16.5	3.1	91.8
63 岡山市	13.9	0.8	97.2
64 広島市	39.4	2.9	87.8
65 北九州市	48.9	9.9	94.2
66 福岡市	24.0	5.9	90.0
67 熊本市	52.9	5.4	95.1
指定都市計			
68 旭川市	35.2	3.1	80.9
69 函館市	29.6	10.3	74.0
70 青森市	78.9	0.0	94.7
71 盛岡市	26.5	11.3	52.9
72 秋田市	80.5	20.5	98.6
73 郡山市	18.1	0.0	100.0
74 いわき市	29.9	6.7	68.0
75 宇都宮市	21.3	4.5	93.8
76 前橋市	54.1	12.0	95.8
77 高崎市	85.1	62.5	90.9
78 川崎市	52.4	1.9	93.5
79 越谷市	78.0	13.4	93.1
80 船橋市	59.0	23.8	90.0
81 柏市	44.9	10.1	100.0
82 八王子市	0.0	0.0	0.0
83 横須賀市	21.2	9.7	71.0
84 富山市	31.1	5.9	100.0
85 金沢市	54.2	19.9	99.6
86 長野市	26.9	0.4	100.0
87 岐阜市	45.4	16.8	100.0
88 豊橋市	100.0	100.0	100.0
89 岡崎市	100.0	0.0	100.0
90 豊田市	100.0	0.0	100.0
91 大津市	59.6	0.0	100.0
92 高槻市	37.8	6.1	97.0
93 東大阪市	43.4	7.7	86.9
94 豊中市	61.2	24.5	96.5
95 枚方市	65.7	6.4	93.5
96 姫路市	78.0	55.2	98.6
97 西宮市	11.9	2.0	91.2
98 尼崎市	81.8	19.0	94.0
99 奈良市	24.3	5.5	83.8
100 和歌山市	44.7	7.3	83.2
101 倉敷市	30.2	3.7	100.0
102 福山市	34.4	7.7	98.9
103 下関市	23.5	20.6	57.4
104 高松市	17.5	6.8	85.5
105 松山市	19.2	4.4	69.7
106 高知市	38.0	10.6	87.1
107 久留米市	24.6	2.3	89.5
108 長崎市	33.9	5.4	94.0
109 大分市	15.9	3.6	77.1
110 宮崎市	11.3	7.9	100.0
111 鹿児島市	7.8	2.6	61.4
112 那覇市	26.3	10.3	74.1
中核市計			
合計			

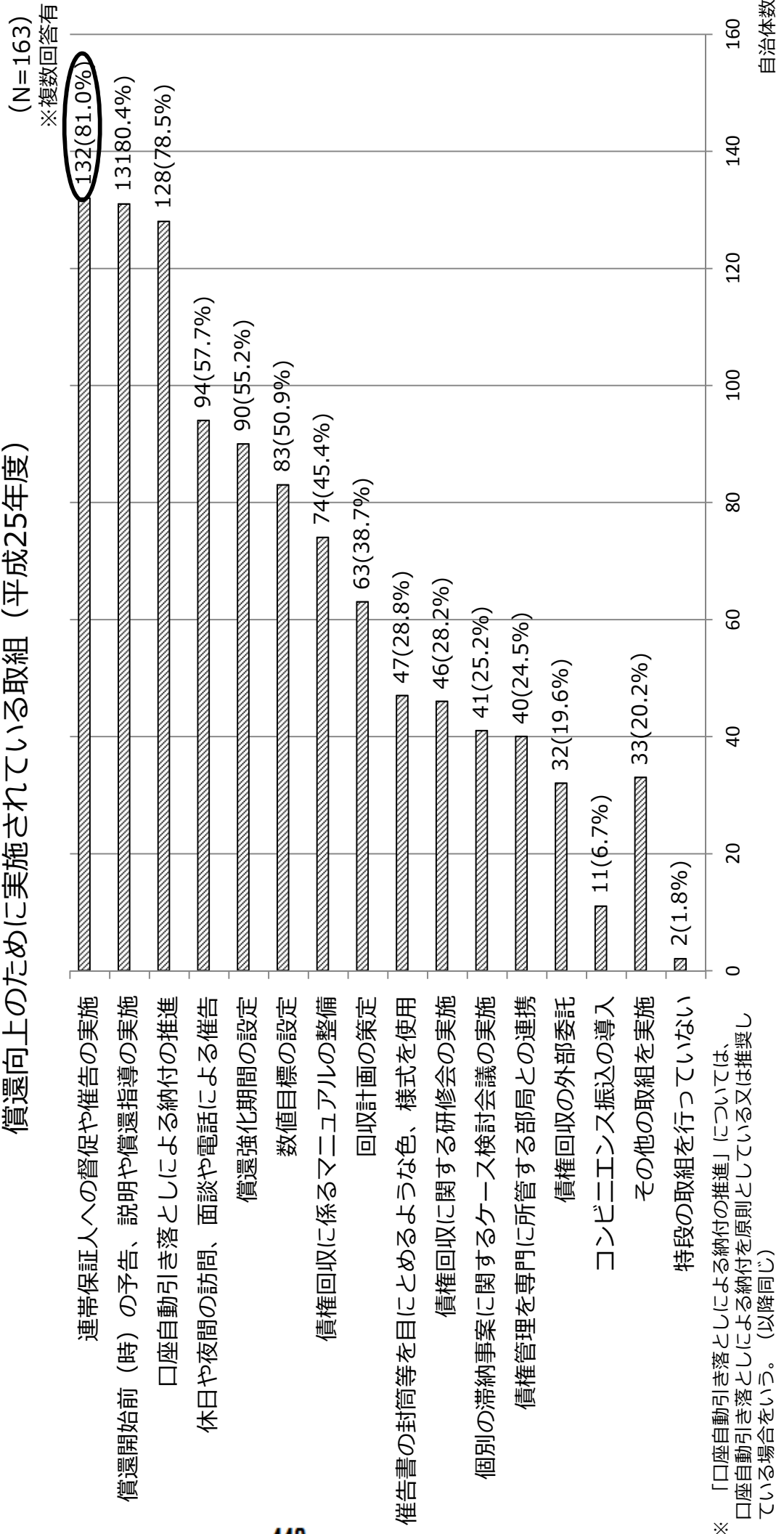
母子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る取組状況（※）について

1. 償還率向上のために実施している取組例
2. 地方自治体が効果が高いと考えている取組例
3. 債権回収計画の策定状況等

（※）母子寡婦福祉資金の貸付事務を行う都道府県・指定都市・中核市及び条例に基づき償還事務を処理することとされている地方自治体（合計163団体）を対象に平成25年度の取組状況についてとりまとめた。

○ **償還率向上のために実施している取組として最も多かったのが「連帯保証人への督促や催促の実施」(132自治体、81.0%)**、次いで、「償還開始前(時)の予告、説明や償還指導の実施(131自治体、80.4%)」、「口座自動引き落としによる納付の推進」(128自治体、78.5%)となっている。

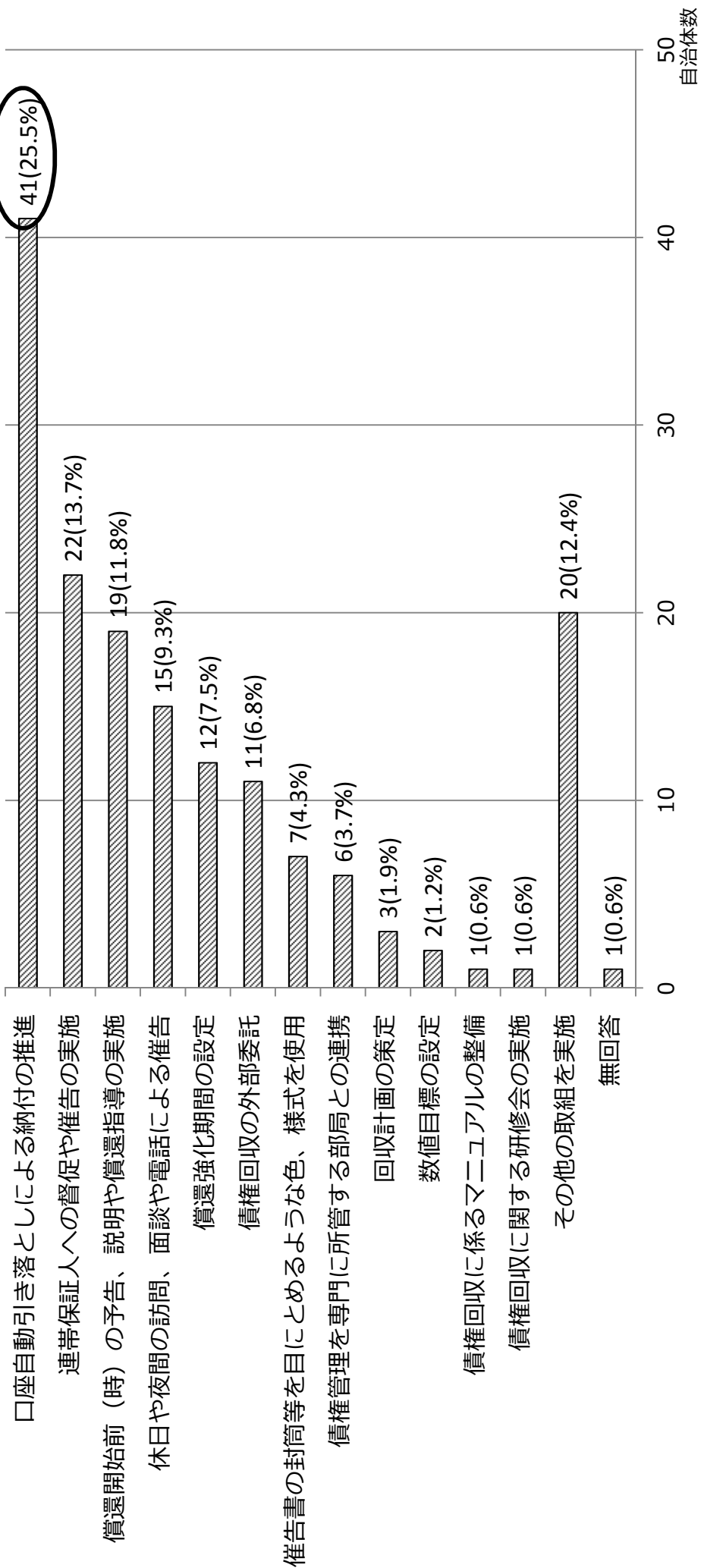
償還向上のために実施されている取組 (平成25年度)



※ 「口座自動引き落としによる納付の推進」については、口座自動引き落としによる納付を原則としている又は推奨している場合をいう。(以降同じ)

○ 平成25年度において、償還率向上のために実施している取組で、**各自治体が最も効果が高いと考**
えている取組は、「口座引き落としによる納付の推進」(41自治体、25.5%)が最も多く、次い
 で、「連帯保証人への督促や催促の実施」(22自治体、13.7%)、「その他の償還率を向上させる
 ための取組」(20自治体、12.4%)となっている。

各自治体が最も効果が高いと考えている取組 (平成25年度) (N=161)

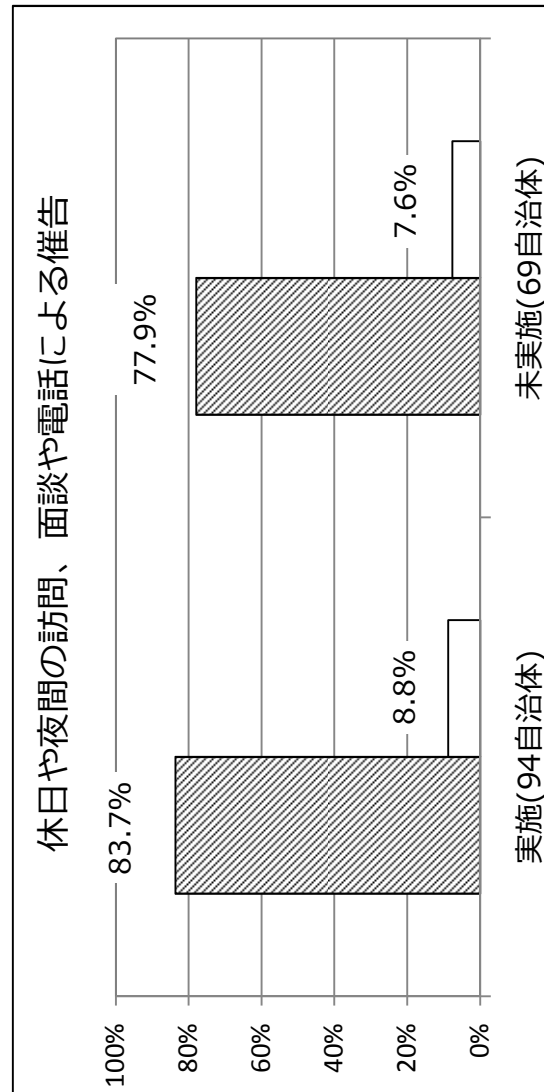
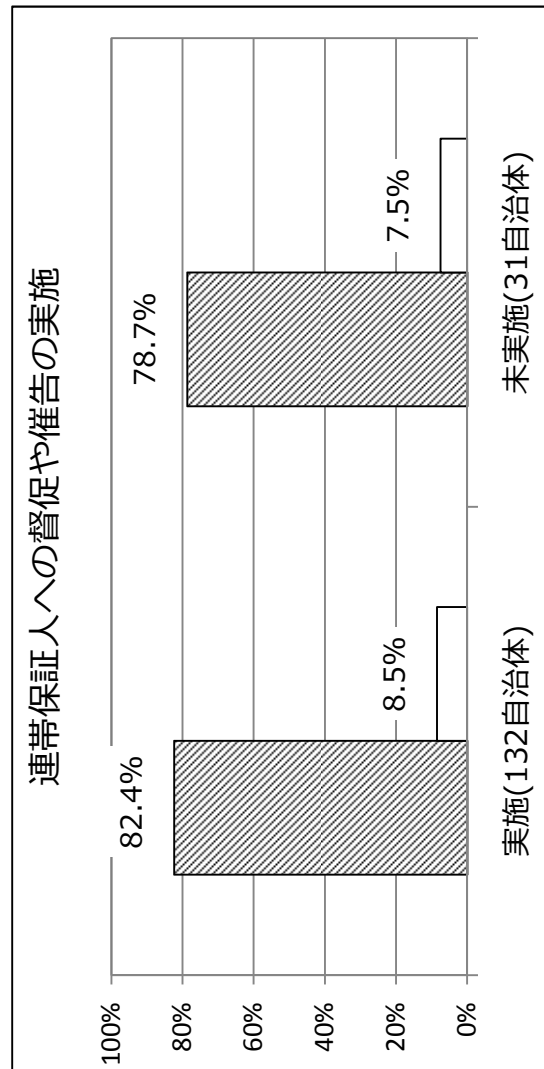
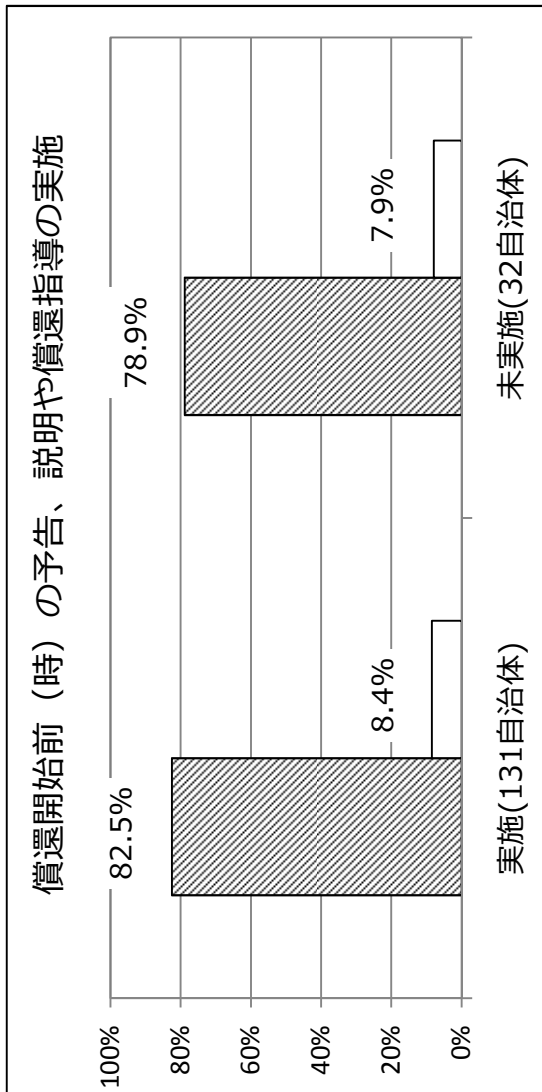
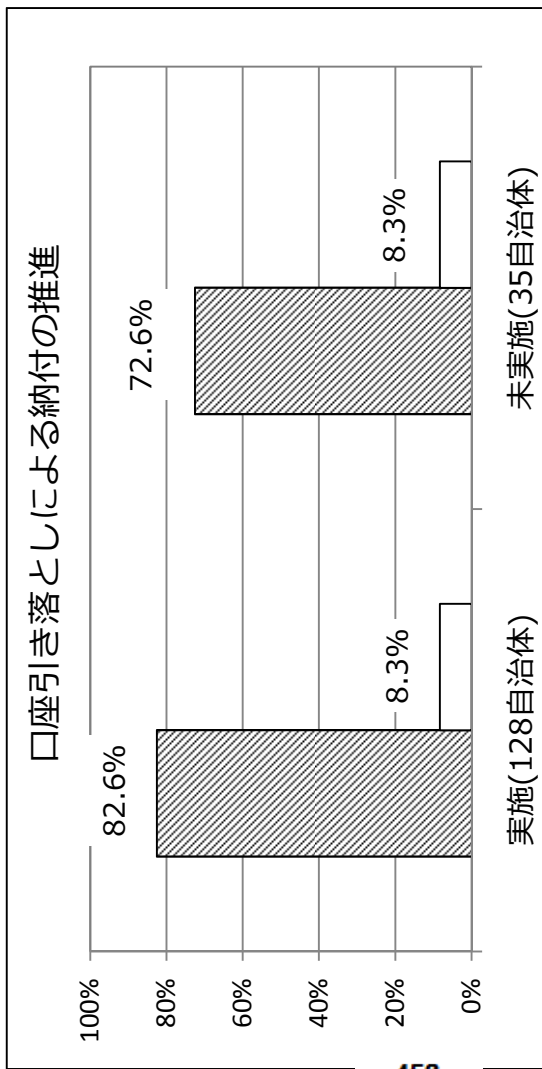


○ 「その他の取組を実施している」自治体の取組例のうち主なものは以下のとおり。

- 口座振替は当月分のみ対応であり、滞納分を金融機関で収める時間がないなどの意見があったため、土日や朝7時から夜9時まで利用できるゆうちょ銀行ATMによる現金払い込みを平成26年度から公金指定により開始。
- 滞納者は経済的に困窮していることが多いため、母子・父子自立支援員から絶えず連絡（督促・催告以外）を取り、状況把握と就労支援などを組み合わせ、中長期的な視野で償還につなげる。
- 給与収入がありながら、再三の催告等に応じない者で、未納が長期化している者に対し、支払い督促の実施。
- 償還協力員等の嘱託職員による訪問集金を行っている。
- 民間金融機関の債権回収経験者を非常勤嘱託職員として雇用。ノウハウを活かして回収にあたっている。
- 福祉資金貸付金の管理システムを導入し、滞納状況等の管理を債務者ごとに行い、滞納者には間断なく連絡し、過去の交渉記録も保存。

○ 自治体が最も効果が高いと考えている取組のうち主なものについて、実施自治体と未実施自治体の平成25年度における現年度平均償還率及び過年度平均償還率の状況は下記のとおり。

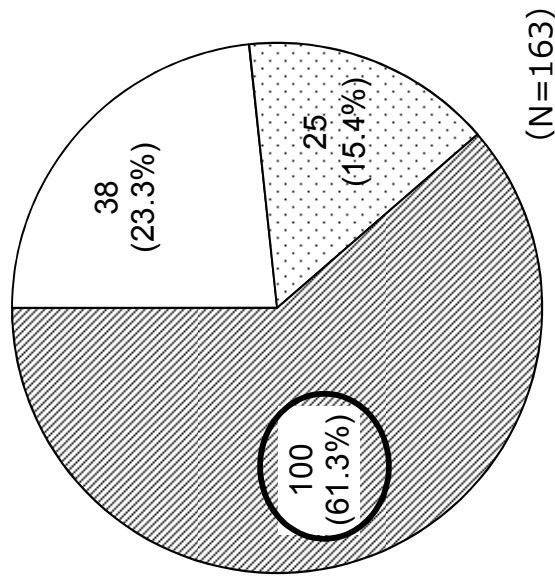
■ 現年度償還率 □ 過年度償還率



○ 債権回収計画の策定状況については、「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体が38自治体(23.3%)、「個別の回収計画は策定していないが、債権に関する一般的な回収計画を策定している」自治体が25自治体(15.4%)、「計画を策定していない」自治体が100自治体(61.3%)となっている。

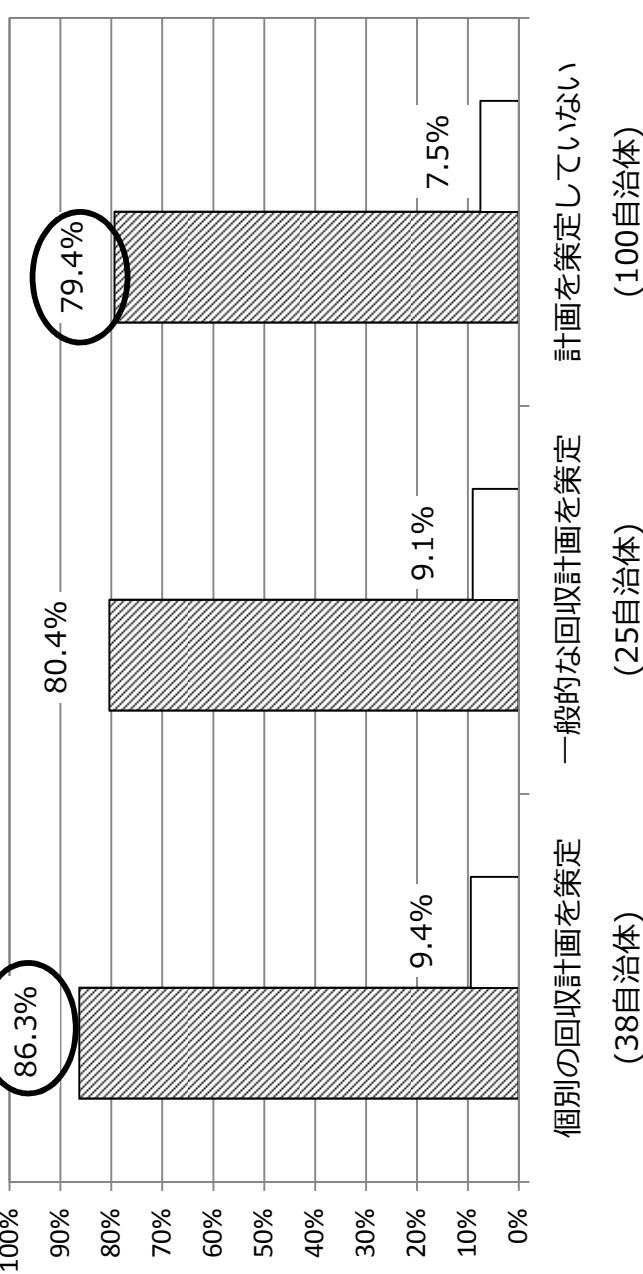
○ 「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体と「計画を策定していない」自治体の平成25年度現年度償還率には、6.9%の差がある。

債権回収計画の策定状況 (平成25年度)



□ 個別の回収計画を策定
 □ 一般的な回収計画を策定
 ▨ 計画を策定していない

償還率



▨ 現年度償還率
 □ 過年度償還率

個別の回収計画を策定 (38自治体) 一般的な回収計画を策定 (25自治体) 計画を策定していない (100自治体)

○ 裁判所への法的措置 (例：民事訴訟や支払督促) について、過去5年の間に「実施したことがある」自治体が23自治体(14.1%)、「実施したことがない」自治体が140自治体(85.9%)となっている。

母子・父子自立支援員の設置状況

(平成27年度末現在)

都道府県	母子・父子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況			備考
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子、父子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)	
北海道	14	67	81	35	34	97%	
青森県	6	5	11	10	4	40%	
岩手県	25	8	33	14	3	21%	
宮城県	14	24	38	13	3	23%	
秋田県	4	17	21	13	13	100%	
山形県	8	13	21	13	13	100%	
福島県	21	6	27	13	3	23%	
茨城県	11	15	26	32	13	41%	
栃木県	5	25	30	14	14	100%	
群馬県	10	15	25	12	10	83%	
埼玉県	21	37	58	40	19	48%	
千葉県	21	82	103	37	37	100%	
東京都	1	178	179	49	49	100%	
神奈川県	6	64	70	19	19	100%	
新潟県	9	14	23	20	4	20%	
富山県	2	11	13	10	10	100%	
石川県	4	14	18	15	15	100%	
福井県	3	9	12	9	9	100%	
山梨県	9	15	24	13	12	92%	
長野県	10	23	33	20	20	100%	
岐阜県	9	29	38	21	20	95%	平成28年度から100%
静岡県	8	13	21	23	6	26%	
愛知県	8	65	73	38	38	100%	
三重県	5	16	21	15	15	100%	
滋賀県	4	18	22	13	13	100%	
京都府	12	71	83	15	15	100%	
大阪府	3	73	76	34	32	94%	
兵庫県	7	61	68	29	29	100%	
奈良県	5	15	20	14	14	100%	
和歌山県	8	8	16	10	7	70%	
鳥取県	2	17	19	17	17	100%	
島根県	0	26	26	19	19	100%	
岡山県	3	27	30	18	15	83%	
広島県	1	40	41	23	21	91%	
山口県	8	16	24	14	14	100%	
徳島県	9	11	20	8	8	100%	
香川県	4	10	14	8	8	100%	
愛媛県	3	12	15	11	11	100%	
高知県	2	4	6	11	3	27%	
福岡県	31	59	90	28	16	57%	
佐賀県	6	12	18	10	10	100%	
長崎県	3	15	18	14	13	93%	
熊本県	9	17	26	14	14	100%	
大分県	0	21	21	14	13	93%	
宮崎県	14	4	18	9	1	11%	平成28年度から100%
鹿児島県	15	9	24	21	3	14%	
沖縄県	10	6	16	11	3	27%	
合計	393	1,317	1,710	863	682	79%	

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子・父子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	19
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	9
相模原市	14
新潟市	11
静岡市	7
浜松市	2
名古屋市	22
京都市	53
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	8
広島市	8
北九州市	10
福岡市	23
熊本市	2

(単位：人)

中核市	
旭川市	3
函館市	4
青森市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	3
いわき市	2
宇都宮市	2
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
越谷市	4
船橋市	10
柏市	3
八王子市	4
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	2
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	2
大津市	2
高槻市	2
東大阪市	8
豊中市	1
枚方市	2
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
奈良市	2
和歌山市	1
倉敷市	5
福山市	5
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	2
大分市	5
宮崎市	4
鹿児島市	6
那覇市	4

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業(H15度創設) ・平成27年度自治体実施率99.1%(1111/1112) ・相談件数:8万9550件 ・就職実人数:6158人	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業(H17度創設) ・平成27年度自治体実施率66.6%(601/903) ・プログラム策定数:7179件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金(H15度創設) ・平成27年度自治体実施率94.0%(849/903) ・支給件数:641件 ・就職件数:513件	地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金(H15度創設) ・平成27年度自治体実施率 94.8% (856/903) ・総支給件数 : 5768件(全ての修学年次を合計) ・資格取得者数 : 2256人 (看護師 788人、准看護師 1106人、保育士160人、介護福祉士 48人等) ・就職者数 : 1785人 (看護師 701人、准看護師 776人、保育士131人、介護福祉士 42人等)	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万5000円)、上限3年)を支給する。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(H27度創設(補正))	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金(入学準備金50万円、就職準備金20万円)を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(H27度創設) ・平成27年度自治体実施率9.0%(81/903) ・支給件数:6件	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給する。

※112自治体(都道府県、政令市、中核市の合計)、903自治体(都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成27年度実績)											
都道府県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							
1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎						
2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成27年度実績)

都道府県		就業・自立支援事業		自立支援教育訓練給付金事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業		ひとり親家庭等日常生活向上事業		ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
4	宮城県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
															就業・自立支援事業
4	宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7	福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成27年度実績)

市等

都道府県

都道府県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業
				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
愛知県	23	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎
	24	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎
三重県												

中部ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成27年度実績)

市等

都道府県

28	兵庫県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
												母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
28	兵庫県	◎	◎	◎						神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、西宮市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	明石市(1/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(13/29)	神戸市、姫路市、西宮市、西宮市(2/41)	明石市、三田市(2/29)	西宮市(1/29)			
29	奈良県	◎	◎	◎						奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	(0/13)	五條市(1/13)		
30	和歌山県	◎	◎	◎						和歌山市、橋本町、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	和歌山市、海南市、橋本町、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市(3/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(1/30)	(0/9)	海南市(1/9)		

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成27年度実績)

		市等																	
都道府県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業								母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業						自立支援教育訓練給付金事業
31 鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/17)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/17)	(0/17)
32 島根県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/19)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/19)	(0/19)
33 岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/16)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/18)	(0/18)

中国ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成27年度実績)

市等

都道府県	自立支援計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業								母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業					
34 広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/21)	◎	◎	◎	◎	(0/23)	(0/23)	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/21)	◎	◎	◎	◎	(0/23)	(0/23)	◎
35 山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	◎	◎	◎	◎	(0/14)	(0/14)	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	◎	◎	◎	◎	(0/14)	(0/14)	◎
36 徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/8)	◎	◎	◎	◎	(0/8)	(0/8)	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/8)	◎	◎	◎	◎	(0/8)	(0/8)	◎
37 香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/7)	◎	◎	◎	◎	(0/8)	(0/8)	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/7)	◎	◎	◎	◎	(0/8)	(0/8)	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成27年度実績)

市等

都道府県

都道府県	市等	自立促進計画	母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子・ 自立支援 プログラム策 定等事業	ひとり 親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり 親家庭等 生活向上 事業	総合 的な支援 のための 相談窓口 の強化事 業	ひとり 親家庭 等学校 卒業程 度認定 試験合 格支援 事業
				自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
四国ブロック										
九州ブロック										

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成27年度実績)

市等

都道府県

No.	市等	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
41	佐賀県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎
42	長崎県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎
43	熊本県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎
44	大分県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成27年度実績)

都道府県										市等																			
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業														
								自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業																				
◎	47	47	47	42	26	27	6	20	247/856	28.9%	64/65	98.5%	21/791	2.7%	802/856	93.7%	809/856	94.5%	559/856	65.3%	927/1,741	53.2%	789/1,741	45.3%	11/856	1.3%	61/856	7.1%	
○	0	0	0	0	0	7	3	16	247/856	28.9%	64/65	98.5%	21/791	2.7%	802/856	93.7%	809/856	94.5%	559/856	65.3%	927/1,741	53.2%	789/1,741	45.3%	11/856	1.3%	61/856	7.1%	
計	0	0	0	5	21	38	11	11	247/856	28.9%	64/65	98.5%	21/791	2.7%	802/856	93.7%	809/856	94.5%	559/856	65.3%	927/1,741	53.2%	789/1,741	45.3%	11/856	1.3%	61/856	7.1%	
都道府県合																													

平成27年度実施状況

※◎…継続して実施、○…平成28年度以降に実施予定、空欄…未実施

<都道府県を含む実施状況>

平成27年度実施状況																
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
								自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業							
◎	111/112	99.1%	21/791	2.7%	849/903	94.0%	856/903	94.8%	601/903	66.6%	953/1,788	53.3%	17/903	1.9%	81/903	9.0%
○	111/112	99.1%	21/791	2.7%	849/903	94.0%	856/903	94.8%	601/903	66.6%	953/1,788	53.3%	17/903	1.9%	81/903	9.0%
計	111/112	99.1%	21/791	2.7%	849/903	94.0%	856/903	94.8%	601/903	66.6%	953/1,788	53.3%	17/903	1.9%	81/903	9.0%

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名	支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,710人 (常勤)466人 非常勤1,244人 (相談件数) 751,507件
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 33,889件
相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 23,541件
家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	—
ひとり親家庭等生活向上事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	—
情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 366回
子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	—
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設	施設数: 243か所 定員: 4,869世帯 現員: 3,465世帯 (児童 5,766人)
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	シヨートステイ実施 : 740箇所 トワイライトステイ実施 : 375箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成27年度末現在、母子生活支援施設:平成27年10月1日現在、子育て短期支援事業:平成27年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成27年度実績

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 24 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

ひとり親家庭に対する養育費相談等の実施について

ひとり親家庭の養育費確保等の支援につきましては、昨年 12 月に決定した「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において、

- ・ 支援を必要とするひとり親家庭が行政の窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期（8 月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）
- ・ 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施（母子家庭等就業・自立支援事業）

等に取り組むこととしております。

これらの事業の実施に当たっては、事業実施主体となる自治体と地域の弁護士会との連携が必要となることから、厚生労働省においては、別添のとおり、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しております。

このことについては、平成 28 年 2 月 23 日に開催された全国児童福祉主管課長会議で周知したところですが、改めて周知いたします。

各自治体におかれましては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いいたします。

【別添】

雇児福発 0122 第 1 号
平成 28 年 1 月 22 日

日本弁護士連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
(公 印 省 略)

地方自治体における弁護士による養育費相談等の取組への
協力について (依頼)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にありますが、これらの方の自立のためには、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・ 安定した就労による自立の実現

が必要と考えます。

このため、厚生労働省では、昨年 12 月にとりまとめられた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭について、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することとしています。この中では、

- ・ 支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期 (8 月) 等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備
- ・ 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

等により、養育費の取り決めに促進することとしています。

これらの取組を推進するため、今後、事業の実施主体である都道府県・市町村においては、福祉事務所や母子家庭等就業・自立支援センターへの弁護士の派遣、個別の相談者に対する弁護士の紹介等を行うことが予定されていますが、その際には、地域の弁護士会との連携が必要となります。

貴会におかれましては、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の主旨を御理解いただき、全国の弁護士会に対して、本通知の内容を周知いただくとともに、都道府県・市町村による事業の実施について御協力いただきますようお願いいたします。

(参考資料)

別添1 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(概要)(養育費関係:p5,6)

別添2 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)(養育費関係:p2,4)

別添3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(参考資料)

(養育費関係:p1,6~8)

別添4 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(案)

別添5 母子家庭等就業・自立支援事業(案)

※容量の関係から、参考資料の添付は省略します。

平成28年度DV防止等関連事業 都道府県別実施状況

(平成28年度 国庫補助金・負担金 交付申請ベース)

都道府県名	DV対策機能強化事業						婦人相談所・婦人相談所一時保護所					婦人保護施設	婦人保護施設				
	婦人保護 啓発活動 事業	休日夜 間電話 相談	DV被害女性 保護支援 ネットワー ク	職員専門 研修	外国人専 門通訳者 養成研修	法的対 応機能 強化事 業	夜間警備 体制強化 加算	心理療法 担当職員 上算加算	同伴児童 対応職員 上算加算	外国人婦女 子緊急一時 保護経費	広域措置費		夜間警備体 制強化加算	心理療法担 当職員上 算加算	同伴児童 対応職員 上算加算	地域生活移 行支援 (ステップ ハウス)	うち賃借費 加算
1 北海道			○	○		○	○	○									
2 青森県	○	○	○	○				○									
3 岩手県	○	○	○	○		○			○								
4 宮城県	○		○	○		○	○	○		○	○						
5 秋田県	○	○	○	○			○	○	○	○	○						
6 山形県	○	○	○	○			○	○	○	○	○						○
7 福島県		○	○	○		○	○	○		○	○						
8 茨城県	○	○	○	○			○	○		○	○						
9 栃木県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						○
10 群馬県	○	○	○	○		○	○	○		○	○						
11 埼玉県		○	○	○		○	○	○	○(2名)	○				○	○		
12 千葉県	○	○	○	○		○	○	○	○(2名)	○							
13 東京都	○	○	○	○		○	○	○	○(2名)	○	○						○
14 神奈川県			○	○			○	○		○	○						○
15 新潟県	○	○	○	○		○	○			○							○
16 富山県	○	○	○	○		○	○	○									○
17 石川県	○	○	○	○		○	○										○
18 福井県	○	○															○
19 山梨県	○	○	○	○													
20 長野県		○		○		○	○			○	○						
21 岐阜県	○	○	○	○		○		○	○	○	○						
22 静岡県		○	○	○		○	○	○	○								
23 愛知県	○	○	○	○		○	○	○		○	○						
24 三重県	○		○	○		○	○	○	○	○	○			○	○		
25 滋賀県	○	○	○	○		○	○	○		○	○						
26 京都府	○	○	○	○		○				○	○						
27 大阪府	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						
28 兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○(2名)								
29 奈良県	○	○	○	○			○	○	○	○							
30 和歌山県	○	○	○	○		○	○										
31 鳥取県	○		○	○	○	○		○	○	○	○						○
32 島根県	○		○	○	○	○	○	○		○	○						
33 岡山県	○		○	○	○			○		○	○						○
34 広島県	○	○	○	○		○				○	○						
35 山口県	○	○	○	○			○			○	○						
36 徳島県	○	○	○	○		○		○		○	○						
37 香川県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						○
38 愛媛県		○	○	○		○	○	○		○	○						
39 高知県	○	○	○	○		○	○	○		○	○						
40 福岡県	○	○	○	○		○	○			○	○						
41 佐賀県	○																○
42 長崎県	○		○	○		○	○	○		○	○						
43 熊本県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						
44 大分県	○	○				○	○	○	○	○	○						
45 宮崎県	○	○	○	○		○				○	○						
46 鹿児島県	○			○			○	○			○						
47 沖縄県	○	○	○	○		○	○	○	○								
48 沖縄県	○												○				
合 計	40	37	43	44	4	36	35	32(32名)	19(23名)	34	35	24	11(11名)	10(13名)	4	2	10

(注) 下線部該当事業について、()の無いものは職員数1名を表す。

雇児福発 1227 第 2 号
平成 28 年 12 月 27 日

各都道府県婦人保護事業主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」
（平成 28 年法律第 102 号）の施行に対応した婦人保護事業の実施に
ついて

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 102 号。以下「平成 28 年改正法」という。）については、本年 12 月 6 日に成立し、同年 12 月 14 日に公布されたところです。

婦人保護事業については、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 73 号。以下「平成 25 年改正法」という。）により婦人相談所がストーカー行為等の相手方に対する支援を行う施設として明確に位置づけられたことから、適切な対応をお願いしているところですが、平成 28 年改正法においては、ストーカー事案に携わる職務関係者による配慮等についても法律に規定され、一部を除いて、平成 29 年 1 月 3 日から施行されることになりました。

平成 28 年改正法による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「改正後ストーカー規制法」という。）の概要・解釈等については、別添 1「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律等の公布について（通達）」及び別添 2「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項」（以下「解釈運用通達」という。）が警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長宛てに発出されているので、ご参照いただくとともに、特に下記についてご留意の上、ストーカー事案に適切に対応されるようお願いいたします。

また、平成 25 年改正法により婦人相談所がストーカー行為等の相手方（被害者）に対する支援を行う施設として明確に位置づけられましたが、多くの婦人相談所のホームページ等において、ストーカー被害の相談・支援を実施している旨が明示されていませんので、わかりやすく明示していただくようお願いします。

なお、本通知の内容について、管内の市区町村、関係機関への周知をお願いします。

この通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 職務関係者による配慮等（改正後の第9条関係）

解釈運用通達の第9において、「警察においても」「ストーカー行為等の防止及び被害者の保護等に資するための各種措置に努めるとともに、これらの措置を講ずるに当たっては、地方公共団体、婦人相談所」「等の関係機関・団体との緊密な連携に配慮する」とされているので、婦人相談所等は警察機関との緊密な連携に留意すること。

改正後ストーカー規制法第9条第1項において、被害者の保護等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）の職務上の配慮等を定めている。これは、ストーカー事案における行為者（加害者）は、様々な手段を用いて相手方の住所等に関する情報を入手し、つきまとい等を行う傾向にある中で、加害者が第三者から被害者の個人情報を取得するケースもあり、その結果、重大事件に発展する事例も見られることから、被害者の住所等の情報が知られることのないよう、職務関係者が配慮しなければならない責務を明確にするためのものである。

この「職務関係者」については、職務として被害者の身辺の安全の確保と秘密の保持を図るべき立場にある者をいい、具体的には、ストーカー事案に携わる婦人相談所の職員及びストーカー被害者からの支援措置の申出を受けるなどして被害者からの相談に対応する行政機関の職員、民間シェルターの職員等が考えられる。

第9条第2項において、「国及び地方公共団体は、職務関係者に対し」「必要な研修及び啓発を行うものとする」と定めている。この研修及び啓発については、国及び地方公共団体が、被害者の保護を図るため、職務関係者に対して、相談の聴取方法、執り得る支援措置、ストーカー事案の特徴・危険性、早期の相談の必要性等の具体的方法等についての理解を深めるための研修を実施したり、マニュアルの整備を行うことが考えられる。

第9条第3項において、「国及び地方公共団体等は」「その保有する個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定めている。この「個人情報」については、ストーカー行為等をするのに必要となる被害者個人に関する情報を想定しており、具体的には、氏名、住所、電話番号、メールアドレスが該当すると解される。

なお、平成26年3月に策定した「婦人相談所ガイドライン」及び平成27年3月に策定した「婦人相談員相談・支援指針」において、ストーカー加害者対策として、情報管理等の安全確保対策を示しているため、改めて徹底をお願いします。

2. 国、地方公共団体、関係事業者等の支援（改正後の第 10 条関係）

改正後ストーカー規制法第 10 条において、「国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方（被害者）に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援」に努めなければならない」と定めている。

なお、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」の一部改正（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 22 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、平成 28 年 4 月から、婦人相談所が行う民間シェルター等への一時保護の委託について、一時保護所が満床でない場合も、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、ストーカー被害女性の保護についても委託することを可能としており、被害者の個々の状況に応じられるよう、配意願いたい。

3. ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置（改正後の第 12 条関係）

ストーカー行為等の防止を図るためには、国や地方公共団体が、平素から、担当する職員の養成や資質の向上を図るとともに、当該行為等の実態を把握した上で、ストーカー行為等に係る知識の普及・啓発、民間の自主的な組織団体との連携強化を図り、ストーカー行為等を社会で防止するための環境整備を図ることも重要である。

改正後ストーカー規制法第 12 条において、「国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方（被害者）の保護に資するため」「ストーカー行為等の実態の把握」「人材の育成及び資質の向上」「教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発」の措置を「講ずるよう努めなければならない」と定めている。

「ストーカー行為等の実態の把握」については、警察のほか、婦人相談所、地方自治体の相談窓口等におけるストーカー事案の特性、危険性、自己防衛手段等についての周知・啓発や被害者支援を効果的に行う観点から、こうした機関において、インターネットの普及やコミュニケーションツールの変化といった最近の社会情勢を踏まえた被害実態等を把握すること等が考えられる。

「人材の育成及び資質の向上」については、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方（被害者）の保護に資するよう、被害者からの相談を受け得る様々な機関において、研修やマニュアル等の充実を図ることが考えられる。

「教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発」については、ストーカー規制法で規制されるストーカー行為等の具体的内容、ストーカー行為等から身を守る方法、被害を受けた場合の対処方法、相談窓口・支援機関等について周知することが考えられる。

4. 支援等を図るための措置（改正後の第13条関係）

改正後ストーカー規制法第13条において、「国及び地方公共団体は、第10条第1項及び前2条（第11条・第12条）の支援等を図るため、必要な体制の整備」「に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定めている。

「その他必要な措置」には、第10条第1項の支援（ストーカー行為等の相手方（被害者）に対する婦人相談所その他適切な施設における支援）を適切に実施するためのマニュアルの整備等が考えられる。

別添1及び別添2は省略

雇児発0330第9号
平成24年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護長期入所施設の運営について

売春防止法による要保護女子のうち、知的障害等がある者が長期にわたり入所する婦人保護長期入所施設は、従来、「婦人保護長期収容施設の運営について」（昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知）により運営を行ってきたところであるが、今般、現在の運営状況等を踏まえ、見直しを行うこととし、新たに婦人保護長期入所施設運営要領を以下のとおり定めたので通知する。

なお、本通知により「婦人保護長期収容施設の運営について」は廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

婦人保護長期入所施設運営要領

1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名 称 かいた婦人の村

所在地

2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の（1）及び（2）に該当する者とする。

- （1）知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。
- （2）身の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

（1）入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

(2) 入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見も十分聴取すること。

また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

(3) 入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。

なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4 支 援

(1) 婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

(2) 入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

(3) 入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

5 退所等

(1) 要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

(2) 施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7 経費

(1) 婦人保護長期入所施設の施設運営は、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号各部道府県知事あて厚生労働事務次官通知による婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱に基づいて行うものとする。

(2) 入所委託に要する委託費の支払は、事務費は当月払とし、事業費は翌月払とする。

別 紙

委 託 契 約 書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人ベテスタ奉仕女母の家 (以下「乙」という。) とは、乙が設置する婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村 ()」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

(委 託)

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護及び自立の支援を必要とする者の入所を委託する。

2 第1項の規定により、甲が乙に要保護女子の入所に関し委託する事項は次のとおりとする。

- (1) 生活指導、保健衛生及び職業指導その他自立のため必要な指導に関すること。
- (2) 入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

(経 費)

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の算定基準によって算出された事務費の額を月ごとに乙に対して当月払するものとする。

第3条 甲は、事業費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の基準額によって算出された事業費の額を各月ごとに乙に対して翌月払するものとする。

第4条 甲は、その他入所に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して支払うものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受ける時は、速やかに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(報 告)

第7条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

(調 査)

第8条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

(精 算)

第9条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

(契約違反)

第10条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約の期間)

第12条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

- 2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲
乙

印
印